

# 教育論考

～教育協働への道～

Part 6

教育協働研究所

～岳陽舎～

井 上 講 四

令和2年4月

※連絡先

ホームページの URL⇒<http://www.gakuyou.jp>

メール・アドレス ⇒[gakuyou17@outlook.jp](mailto:gakuyou17@outlook.jp)

## 目 次

- 51 新たに始まる「教育協働への道（未知？）」?!それはいかなる「道（未知？）」か?! .....1
- 52 みんなの思い（人生？）が交差する「教育協働への道（未知？）」?!それでいいのだ！ .....6
- 53 希望も見える「社会教育主事講習」?!そして、その「遠隔受講」の意義・可能性も?! .....11
- 54 新しい「社会教育主事講習」のカリキュラムについて考える?! .....16
- 55 新たな？「社会教育（行政）」の方向性（可能性）は見出せるのか?! .....21
- 56 社会教育（行政）」の「リデザイン（再構想？）」は、いかにしたら可能か?! .....26
- 57 「教育協働」の名称が大学の研究機関、教育コースに！ただし、それは…?! .....31
- 58 「生涯教育（学習）研究」への（最終）試論?!ただ、まだ限りなく私論ではある?! .....35
- 59 「教育協働」を実現するための「三つの提言」！急がれる法制度上の「整合化」！ .....40
- 60 地方自治体、とりわけその「〇〇長」への提言！ .....45

51 新たに始まる「教育協働への道（未知？）」?!それはいかなる「道（未知？）」か?!

(1)「道 way/road」は「未知 unknown」でもある?!その「未知」を「道」にするのは「道 tao/dou」である?!

さて、先号（50）にて、これまでの「教育協働への道」の、一応の区切りについて述べたが、ここで、新しい年も明け、それなりの新鮮さも感じられるので、改めて歩み出すことにしたい!

ただし、今回以降は、同じ「みち（道）」ではあっても、「未知」なるそれであり、その行く末には不安の方が先に立つ?!否、読んでもらっているみなさんに、そして、活動に理解・協力をしてもらっているみなさんに（若者達も含めて!）、かなりの違和感や失望を与えるかもしれない?そんなことさえ思っているのでもある?!

自らの「教育協働?」への働きかけや、そのしくみ・形に確信が持てない、と言うか、その感触が、すこぶるか細いということでもある?!

しかも、そうこうしているうちに、これからまた新たな年度も始まり、おそらく?私以外の人々（理解者・協力者達）は、次なる生活環境、職場・ポスト、活動場所に移行・突入していくことであろう?!折角の人の繋がり、そして、そこでの成果が見え始めていても、それらは、基本、流動的で、常にシャッフルの憂き目に合ってしまうということである?!

過去に、「無常（決して「無情」ではない!）」ということも、厚顔無恥にも書いたことがあるが、人（間）は、そういう状況・関係の中で生き、物を思っているのである?!

特に、現役を退き（ほとんどが不承不承ではあろうが?）、仕事（社会的責任や収入を伴うやるべき事）や人間関係、そして「体力や気力」がみるみる減退していく「老後（終末期?）」においては、そうした思いや総括?が頭を擡げてくるのだとも思われる?!

ということで、何故かここで?、最初に「道」という言葉にこだわってみようと思ったのであるが、折角でもあるので、その「道」について、ネット（ウィキペディア）でも調べてみた!そうしたら、どうも私が思いめぐらしている「道」とは、中国哲学上の用語の一つ「道（どう・タオ・Tao）」に通じるのではないかとも思えてきた?!

かなりの次元の話であるが、そして、まったくの我田引水?とはなるが、まさに得心なのである!すなわち、それは、「人や物が通るべきところであり、宇宙自然の普遍的法則や根元的実在、道徳的な規範、美や真実の根元などを広く意味する言葉である。道家や儒家によって説かれた。」とある。

しかも、それは、ここが重要であるが?、「道家の始祖、老子の教えは無為自然、自然にしたがって生きることです。何もしないのではなく、

自然にしたがって身を任せる生き方です。そういう意味では、「道」は自然そのものともいえるかもしれませんがね。」ともある！

かなりの曲解を覚悟で言うと、その「無為自然」の結果が、「僕の前に道はない 僕の後ろに道はできる」(高村光太郎『道程』より)ということであり、それは、ここで言う「道(未知)」との遭遇であり、その開拓?ということにもなる?!

多分?、私の、これからの「教育協働への道」とは、まさに、そうした「道(未知)」なのであり、「目指すべき目標」だということでもある?! そう思えば、元気も出るし、やる気も出て来る?! 少なくとも、今の私には、そうした考え方(思い込み?)が必要なのである?!

**(2) その「道(未知)」であり、「目指すべき目標」となりそうな二つの動き?!**

そこで、早速であるが、その「道(未知)」であり、「目指すべき目標」となりそうなものが、今二つあるように思える?!

一つが、昨年からはじめている、ズームという遠隔交流(「クラウドミーティング」)ソフトを活用した「教育協働セミナー」の新たな展開であり、もう一つは、沖縄県教委(生涯学習推進センター)が実現させようとしている「社会教育主事有資格者フォローアップ研修」(事実上は、そこの担当スタッフの尽力による!)のスタートである?!

前者については、ここでも、折に触れて紹介してきたものであるが、参加者の定着(少人数ではあるが?)とともに(大阪・岩手・北海道・沖縄)、理解者・協力者も増え(そのホスト役・事務局体制が、いい意味で?変わるようになるが!)、そのセミナーの意義・成果も広がり、互いに発信・共有できるものとなっていくと思えるのである?!

現在、そのための新たな「メーリングリスト」も作成中で、今後は、そちらを介して、さらなる(新たな?)情報発信・交流の発展・深化、参加者・協力者の拡大を意図しているということである!

これまで、「岳陽」(若者集団「Next+」との共同機関誌。以前の「南風の国から」?)等を、不特定多数の人々(もちろん、ある時期に、何らかの関係や交流があった人達)に、結果的には一方的に?メール発送をしてきたわけであるが(以前は、現物「持参」「郵送」もしていた!)、ほとんどリアクションもなく(ある意味仕方ないが?)、ある種の限界(無力感?)を感じてもいたので、これを機会に、関係・交流のネットワークを更新し(絞り?)、新たな展開を図ろうとするものである!

もちろん、それによって、かなりの人との(一方的な?)交流も絶えることになるが、それはそれで、時代の要請?でもあり、それこそ「無為自然」の流れでもあろう?!

一方、後者については、上記したように、現在の沖縄県教委(生涯学習推進

センター)の担当スタッフのMさん(R大学卒業生)が、過去の先輩担当者の思いも継ぐ?という形で、東京上野の「国立教育政策研究所社会教育実践研究センター(通称「国社研」)」が主催する「社会教育主事講習(B講習)」の遠隔受講(沖縄会場)の受講者の「フォローアップ(再会?ミニ同窓会?)」の機会として立ち上げるものである!

彼の、昨年度からの思い(アクション?)が、やっと?実ったということである!私は、その研修会(「主事講習」)の講師として、長年協力してきたのもあるが(OBでもあるので!)、沖縄会場でも、「演習」(GW)の指導講師として関わってきたのである!

彼によると、予算なしで(ということは、本来の「事業」とはならない?!)、したがって、周囲の理解もなかなか進まなかったということであるが、彼の熱意に動かされて(絆<sup>ほど</sup>だされて?他ならぬ私も、そうであるが!)、実現を果たすことになるということである?!

幸い参加希望者もそれなりにあり(昨年度と一昨年度の受講者で、合計8人。全受講者の半分近く?)、思い切って始めるということになったようでもある!

私の方は、そうした彼の思いを逸早く知り、陰ながら応援(激励?)もしてきたのであるが(実際、無給での協力参加となる!)、こうした思いを持った人間(担当者及び参加者)の存在が、甚だ嬉しくもあり、頼もしくもあるのである!ちなみに、この「フォローアップ研修」は、実は、今週の金曜日(17日)に行われることになっているので(1泊2日)、もう直である!

どんな研修(再会?)となるのか、ここでも不安と期待が相半ばするが、たとえ彼らが、その後どのような境遇、どのような心境となっていようとも、この集まり(企て)が、県(センター)にとっても、そして、市町村、その他の派遣主体(NPO等)にとっても、大きな意義や可能性のあるものとなっていけば、本当に良いと思っている次第である?!

周知のように、近年は、こうした関係者の研修や集まりの機会が少なくなっており、特に、それぞれの協会組織(任意で、したがって自主的な?、全県的なつながりを有して活動している、それぞれの担当者の横の組織→「社会教育主事協会」等)が、ほとんど機能していないというようなことも聞く(現在の事務局担当者には失礼かもしれないが?)?!

この「フォローアップ研修」が、そうした状況への、新しい革新力、新しいネットワークづくりの核となっていけば、それこそ、私にとっても、望外の喜びともなる?!果たして、どのような船出となるか?である!

他にも、その「芽出し」としては、私の教え子達?が頑張っているG、U、N市の動きもある?!特に、G市においては、例の「コミュニティスクール」の本格始動に向けて、そして、「人づくりとまちづくり」の連携・協働の新

たなくみづくりに向けての、役所職員や活動協力者（「統括コーディネーター」等）の勉強会？の話もある?!

これらが、どのように動いていくのか？私としては、これもまた「無為自然？」のスタンスで、その推移を見守っていきたいと考えているが、何せ「スロースターター？」の沖縄の人々のことではあるので、気長に待ち続けることにはなるであろう?!

**(3) 一方で、「イノベーション Next+」の新たなステージ？もある?! 頑張れ、若者達！苦悩はつきもの?!**

ところで、最後になるが、これを書いているたった今、この数か月、本当に私の憂鬱？のタネであった、ある若者からの連絡があった！私からの、しつこい？最後の？メールが、功を奏したのであるだろうが、返信が返ってきたのである！

私事の用事等で（あくまでも本人の申告による！）、顔を出すことはもちろん、電話やメールでの連絡も出来なかったということであるが（それはそれで、若干？複雑ではあるが！）、もう一つの「道（未知?）」でもある「イノベーション Next+」も、これを機に、新たな装いと関係を構築しなければならないであろう?!

就職や職場、そして、自らの家庭生活の変化等（結婚等）、私との関係や活動参加にも、必ずしも積極的に繋がらない状況（事情）もあるのかもしれないが（現実的には、そちらの方が大きい?）、これもまた、ここでの「無為自然？」ということで、歩んでいく他ないであろう?!

だけど、彼らの参加・協力は、私にとっては、ある理由もあって?、誠に大きなものであることは他言を俟たないし、何より彼らの将来にとっても、おそらく?有意義な体験、関係づくりとなるはずである（それが、単なる押し付け、負担付与となれば、元も子もなくなるが?）?!

とは言え、多くの人に言わせれば、彼らは、ゼミの指導教員であった私のために動いて（動かされて?）いる！弱音や愚痴を吐き、次第に衰えていく?私のために、（情けや恩義を感じて?）貴重な時間とエネルギーを費やしている? そんなことになっているのかもしれない（事実、そうした局面もある?否、あった?これからも、そういう要素はなくなるかもしれない?）?!

多分?それは、一面合っているのだと思うし、そうした批判や陰口?は、それはそれで、甘んじて受けなければいけないであろう?!また、その意味では、彼らに、大いに感謝しなければならない?!

いずれにしても、あと何年、こうしたことが言えたり、書けたりするのか? 私にもよく分からない?!だが、「地域教育経営→教育協働」ということを、私なりに提唱し、学校教育と社会教育の連携・協力のしくみを、如何に有効に創り上げていくのが、社会教育のみならず、教育界全体の課題になっているこ

とは明白であり、理論が先行してきたきらいもあるが（「生涯教育/学習」の理念）、今こそ、それが求められる時はないのである！

「地域学校協働活動」や「社会に開かれた教育課程」など、これまでは考えられなかったような事態（時代状況）が出来てきているということでもあるが、我が「教育協働への道（未知）」は、これらの確かな歩みを支援していくべく（細やかではあるが！）、多くの人の思いを受け止めながら、突き進んでいけたらと思うのでもある?!

52 みんなの思い（人生？）が交差する「教育協働への道（未知？）」?! それでいいのだ！

(1) 成功裡に終わった？「フォローアップ研修」?! 「道（未知？）」から「道 tao/dou」への第一歩となったか?!

早速であるが、先号（51）で紹介した、県教委（生涯学習推進センター）主催の「社会教育主事有資格者フォローアップ研修」が、過日（17日）終わった！関係者（上司？）の尽力（情け？）によって、急遽予算化も出来たようであるが、これが、一つの実績として、今後も続いていけば、これほど喜ばしいことはない！

厳しい財政事情の中で、思いある担当者の、何とかしようという思いが、そこにあったということであるが、人の思いが人を動かす！まさにそういうことであつということである！研修の成果、受講者からの評価も、もちろん大切ではあるが（気にもなるが!）、何故か？私は、そのことが、何より嬉しかった！

大袈裟かもしれないが、そうした、人の思い、人の気持ちの交わりが、細やか？ではあるが、ここでの「教育協働への道（未知?→道 tao/dou）」を形づくると思うからである?!

ということで、その「フォローアップ研修」であるが、集まった参加者は、過去3年間の「社会教育主事講習[B]」の、沖縄会場での受講者で、合計10名であった（一人は夜から参加!）。それに、私と担当者のMさん、そして、二人の上司、合わせると14名！

そう言えば、もう一人の担当者（副担当?）Kさんも、懇親会に参加された。忙しい中、疲れているのにもかかわらず、少しでも自らの思いを伝えるべく、馳せ参じられたということであろうが、その思いは、本当に頭の下がるものであった！

こうした思いや行動が、そこにはあるのであり（培われた?）、そうした担当者の思いや関係が、時代状況が変わったとは言え（社会教育行政の迷走?、指定管理者制度の導入等）、いつの世も、心ある人（職員/スタッフ）がいるということでもあるが、変わらずあることに、この世界が、今でも大切なものであることを再確認したということでもある！

表向き?は、通常の、多少固い?案内通知（公文?）のせい、最初は、多少のぎこちなさ?もあつたが、会が進むにつれて、緊張感も徐々に解け、和気藹々と、幾つかの課題（話題）に沿って、各自が語り出していき（もちろん私からの、その都度のツッコミ?を絡めて!）、

近況報告（主事講習終了後の、各自の動向や職場の状況等）、（事業や活動に関わる）職場の課題、そして、各自の「自問自答していること」（これが、彼らにとっては、若干奇異に感じられていたようであるが?）、さらには、「（我々への）質問・疑問」といったことを話してもらったが、みなさん、本当にまじめに?、

その準備（回答）をされていた?!

一応、全員大人ではあるので、それなりの対応をしたということであろうが、久し振りの再会の場ともなっていたので（受講期のずれはあったものの!）、前向きに、楽しく、互いの話に耳を傾けることができたのであろう!

流石、この会に参加された人達だけに、意識の高い人達でもあったわけである?!だが、以前にも書いたことであるが、40日前後の、苦楽を共にした日々が懐かしくもあったのであり、そのことが、ある種の絆ともなっていたのであろう?!

ちなみに、そこに「自問自答していること」を入れてもらったのは（私の提案であったわけである!）、公式的、表向きの話だけではなく、本音の部分で、各自がどのような日々を送っているのかを、お互い（直接的には私?）が知ることができれば、それが、この機会の、もう一つの（真の?）意義にもなるのではないかと思ったからである?

尤も、そうした部分は、夜の部（懇親会?）で、否が応でも出て来るのであるが（「ア」のつくものの力を借りて?!）、私としては、それを、決して愚痴ではなく、堂々と（明るく?）語ってもらいたかったのである?!

**(2) せっかく資格を取ったものの、人には言えない、表では出せない? 苦しい胸の内もある?!**

すなわち、こうした中で、私の秘かな（もう一つの?）興味・関心は、折角社会教育主事の資格を取ったものの、そして、新たなやる気とか、目標を持ち帰ったものの、それらが、実際の自分の仕事や立場（役職）に、直接反映されず、あるいは、むしろそうしたものを減退させる処遇が、そこにはあることも多く?（例えば、次の年度に、それとまったく関係のない部署に人事異動で移るとか?!）、受講者にとっては、かなり複雑な状況（心境?）があるのではないかと思っていたのである?!

これでは、動機はともかく、意を決して（覚悟して?）、40日前後の貴重な日々（ほとんどの人にとっては、そして、それを派遣する側の人にとっては、かなりの申し訳なさ負担が生じる!）を、この講習に費やしたのに、何のためのそれであったのか? 心中、穏やかではないのである!

案の定、それらしきことは、みなさん、昼の部で、それなりに語ってはもらったものの、やはり、ある事は、表では出せない（出してはいけない?）ものもあり、「懇親会」の席上、あることが進んだ状態の時に、個別に聞かしてもらったものもあった!

一番心打たれたのは、ある離島の、若き役場（教委）職員の話であったが、彼によると、職場には、既に彼と同じ年の社会教育主事がおり、自分では、それなりの覚悟と準備をしていたが、今年度も、その状態は変わらず、社会教育主事として、その成果とか、意気込みを発揮することが、直接的には出

来ないというようなことであつた！

今の担当の分野で、新たな展開や動きをなしてきたということであるが、何とも切ない？心情であつた！多分？近いうちに、その職務に就くことであるろうが、焦らず、腐らず？、地道に頑張つて欲しいものである！

もう一つは、M島の青少年教育施設の、これもまた、若き女性職員（専門職員）の話である！彼女は、当初民間で仕事をしていたということであるが（確か、そうであつたと思う！）、縁あって、県立の青少年教育施設（指定管理）に勤務することになったそうである！

ちなみに、こうした青少年教育施設では、いわゆる「社会教育主事」の資格そのものは必須とはされていないが、その施設の方針として、社会教育主事の資格を奨励しているものであろう?!そう言えば、彼女の次の人も、その後受講しているので、そのことが常態化しているということである?!無条件に、いいことである！

それはともかく、とかく、委託された施設（指定管理者）は、予算も緊縮化されており（特に人件費!）、そこで働いている、さらには、そこで働きたいと考えている人達、特に若い人達にとっては、誠に厳しい職場となっていることは明らかであるが、現実には、それでも、そこの方が（相対的に?）良いということもあって、明るく、元気に仕事をしているということであつた！

芯の強さも、言葉の端々に感じられた！私には、そうした人達（若い人達）の健気な生き方に、拍手さえ送りたいのでもある！

しかも、今回は、同じ所から、二人で参加されたわけであるが、本人達の意味もさることながら、その施設自体の考え方、対応の懐深さが、如実に感じられる次第でもある！

なお、そのもう一人の受講者は、元小学校の校長先生で、昨年度お会いしていたが、かなりの異彩を放つ存在である！元小学校長が、資格を取得してまで現在の仕事（職種）をやられていることに、これまた頭の下がる思いであるが、さぞかし面白い学校経営をなされていたことであろう?!

こうした、ある意味名もなき、心ある人達がいればこそ、社会教育の現場でもあるわけである?!他の人達も含めて、改めて、頑張つて欲しいものである！

**(3)ただし、別な意味では自分のため?!そこで結びつく人間関係?!だから、そこには「道 tao/dou」がある?!**

このように、冷静に考えれば、そして、現実を直視すれば、いかなる状況・関係があろうとも、結局は、その人次第なのであり、その意味では、自分のためなのである！多くの苦悩を抱えながら、今現在、一生懸命に自らの職務、生活を送られている人達には、多少（かなり?）酷なことを言うようであるが、今の私には、そうした言説の方を採ってしまうのでもある?!

残念ながら、この分野の多くの人が、そういう意味での「自分のため」ということで、仕事をされているようには思えない光景もあるが、こうした人々が、現実の現場、最前線を形づくられていることは確かであり、そういう人々の存在が、誠に貴重なのである！心から、そう思う！

そして、そのことを、改めて実感させたのが、今回、同じ青少年教育施設の「玉城青少年の家」（沖縄県では、現在、すべての県立の青少年教育施設は「青少年の家」という名称となっている！）に足を運んだ時である！

昔馴染みのYさん（ある時期の、県教委の課長！）が、現在、そこの所長をされているということを、以前噂で聞いていたが、今年度の主事講習に、これもまた、当時の彼との関係の中で知り合っていたMさんが受講されるということを知って（そこの、一人の受講者が「フォローアップ研修」に参加していたこともあって）、場所も近いので、久しぶりに訪ねることにしたのである！

下(南)からの初めて通る道でもあったので、多少辿り方を間違えましたが、あの懐かしい？少年自然の家にはほどなく着いた！私の訪問を事前に知っていた彼らではあったが（前日に、その旨を伝えていた！）、温かく、そして、かなりの時間を割いて、私の来訪を歓迎してくれた（そう信じている！）！

詳しいことは、ここでは書けないが、Yさんは（彼にも色々あった！）、退職後、一時期、子どもの頃の夢であった？タクシーの運転手もされたということであったが、あの人懐っこい顔も健在で（体重も増えたということ！）、現在の立場、職務に、完全に満足している風であった！

聞くところによると、Mさんの、NPO創設、そして指定管理者としての現在までの、苦節8年の思いと、その実現への執念に驚くとともに、その間の彼の努力と苦勞に思いを馳せると（一時期、モノレール会社の職員もされていた！）、本当に良かったと、つくづく思ったのであるが、何が、彼に、そこまでのことをさせたのであろうか？

民主党政権時代の、例の「事業仕分け」の際に、委員として関わり、そこで、この関係の分野に関心を抱いたということであったが、私には想像もつかない苦悩と頑張りが、そこにはあったことであろう？！

そのMさんが、疲れていた？Yさんに、所長ポストを懇願して（かなりしつこく？）、現在の布陣となったそうであるが、Yさんも、根負けして、重い腰を上げたのだそうである！そうしたMさんの思いと労苦に、多分心を動かされたのであろうが、NPO設立と活動分野の維持・開拓に、Yさんの力（経験？人柄？）が必要であったことは事実であろう？！

そうした、彼らの、息の長い関係、信頼関係には、称賛、否、嫉妬？さえ覚えるが、こういう人達の思い（人生？）が、私の求める「教育協働への道」の大きな要素となることは明らかである？！

前回、沖縄の人達は、ある種の「スロースターター」である？と書いたが、

これも一つの、確かな事例であろうが、今回出会った多くの人達の思いと行動は、揺れ動く社会教育行政にあっては、頼もしい存在であり、新たな仲間となるであろう?!それが分からなければ、さらなる迷走?は避けられない?!そうも、思うのである?!

県教委の、もう一人の担当者? Aさんも、そのことを、重々承知していることであろう?!

### 53 希望も見える「社会教育主事講習」?!そして、その「遠隔受講」の意義・可能性も?!

#### (1)「社会教育主事講習（養成）」、単なる移行措置なのか?それとも、別な意義・可能性を孕むものなのか?!

早速であるが、先に（51と52。主として、後者。）、沖縄県教委（生涯学習推進センター）主催の「社会教育主事有資格者フォローアップ研修」のことを書いたが、今年度も、その端緒となった?、東京上野にある国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（「国社研」）主催の社会教育主事講習（〔B〕）が始まった（1月20日～2月27日）!

沖縄県（地方会場：県立生涯学習推進センター）での受講者は8人であるが、1人、主会場（「国社研」）での受講者もいるので、都合9人である!

ちなみに、今回の講習は、現行カリキュラムの下での、最後の講習でもある!その意味では、一つの大きな節目であるということである!

ところで、今回の受講者は、主会場（「国社研」）が109人、地方会場（9か所：北海道・新潟・静岡・鳥取・島根東・島根西・広島・愛媛・沖縄）が115人、合計224人となっている!ただし、年度をまたがった「分割受講者」もいるので、「科目（4科目9単位150時間）」によって人数の変動もある!

近年では、同講習の回数は、年2回となっており（その内の1回が、「遠隔受講」を伴う今回の講習である!）、「国社研」での受講者数は、全体としては少なくなっているのかもしれないが、遠隔受講も含めた一回の受講者数としては、かなりの大人数である!

しかるに、私が、東京での講義（1月28日午後の「社会教育計画」/「社会教育行政と地域づくり」）の後、沖縄会場で担当した「社会教育演習」/「参加型学習の実際とファシリテーション技法」（1月30～31日午前）では、教員・教員籍の受講者が2人（中学校、高等学校教員、各一人。その内の後者は、国立青少年の家専門職員）、市町村職員3人（内一人は、鹿児島県のY町の社会教育指導員）、そして、県立青少年の家の職員（指定管理NPO法人スタッフ）1人の、合計6人の顔触れであった。

彼らは、先にモニターで、私の顔（キャラ?）を見ていたわけであるが、私の方は、当然初めてのご対面であったので、緊張もし、どんな受講者達なのか?興味津々ではあった?!

とは言え、今回は（も?）、人数も少なく、受講者達の表情や雰囲気も、すぐに掴むことができた（ように思える?）!しかも、この時の講義?は、いわゆる「宿泊研修（2泊3日）」の一環という形で行われているもので、今年も「県立糸満青少年の家（旧「青年の家」）」を会場として行われたが、彼らは、前日からそこに入所しており、緊張感等は、ほとんど氷解していた（前日も、飲み会があったようだ!）!

私の担当は、一日半という、長丁場の講義？であったが、6人という、ある意味少数精鋭？の強みで（ただし、内一人は、風邪？のため、最後の日だけの受講となったが）、みなさん仲がよく（雰囲気もよく）、スムーズな授業が展開できた（ように思える？）！

生憎、天候は悪かったが（冷たい雨風が夜通し吹いていた！）、再度の？夜の交流会も含めて、充実した時間となったように思えるが（本音は、違ったかもしれないが？）、以前にも書いたことがあるように、やはり、こうした寝食を共にした研修会は、絶対に必要であろう（参加者・運営者双方にとっては、かなりの負担を強いるものであろうか？）？！

古き良き時代？の、私のような古風な？人間の郷愁なのかもしれないが、つくづくそう思うのである！その証拠？に、昨年度の受講者2人が、夜の交流会に飛び入り参加してくれた！何とも嬉しい、そして、微笑ましい光景でもあった！

肝心の講義？の方は、テーマが「参加型学習の実際とファシリテーション技法」ということで、社会教育主事に必要な、学習集団の組織化能力やファシリテーション技法の修得ということであったが、私自身が、その辺のことはあまり得意ではないこともあり、講習後半に行われる「事業計画づくり」にもつながるようというところで、「教育協働の実現に向けて」という課題で、二つの班をつくり（「おっさんズチーム」と「ヤングチーム」。多少？ネーミングに無理はあったが？）、そのためのWS及び「社会教育委員」向けのプレゼンテーションまで（本音は教員向け？）、シミュレーション実施した！

出来栄はともかく、少しでも彼らのやる気と楽しさが引き出せればということで行ったものであるが、その成果？は、講習最後の演習発表会で発揮されることであろう？！

そして、何よりここでの宿泊研修（人との出会い・交流）が、彼らの今後において、様々に意味をもつことができれば、それに優るものはない！勝手な希望と憶測ではあるが、今回の受講者は（も？）、十分そのように受け止めているようにも感じた！

まだまだ、講習はこれからも続くが、さらに、そのような意味合いを膨らませて行って欲しいものである！

## **(2) 見逃せない、ある人達の思いや境遇?! それらもひっくるめた？社会教育主事講習（養成）の未来?!**

さて、そんな中、この講習では、今までは考えられない（でも、あり得る？しかも、過去に一例あった！）面白い人の参加があった！

それは、鹿児島県のY町（島）の社会教育指導員をされているTさん（2児の母親！）であるが、現地では、社会教育のことを勉強したくても、周囲に、詳しい（熱心な？）人・職員がおらず、また期待しようにも、なかなかそのよ

うな状況もなく、今回よく考えてみると（地理的な視線を後ろに向けると？）、沖縄の方で遠隔受講できることを知り、意を決して沖縄会場を希望し、目出度くその機会を得たということであった（東京に行って、長期間研修を受ける時間や余裕もなく、多分その費用も？）！

しかも、正規の職員ならいざしらず、指導員という立場（境遇）で、こうしたことを決断・実行されたことに、驚きと称賛を隠せなかった私であるが、何と言う思い、何と言う行動力であろうか？！

多分？多くの受講者が、動機としては不承不承で？受講しているこの講習であろうが（長年の経験から、そのことは明らかである?!）、このTさんは、まったく違っているのである！

こんな人が、他にもいるのなら、本当に彼（女）らの思いは報われて欲しい！今の私は、心底、そのように思う（願う）！そして、彼（女）らの、そうした思いや勉強？、そして資格取得の努力が、現在の職務・立場だけでなく、それ以降も、彼（女）らの人生において、何らかの形で報われて欲しい、そう思うのでもある！

可哀想でもあるが（ちょっと上から目線ではあるが？）、第一、彼（女）らに失礼であり、見方を変えれば、社会全体（地域社会）にとっても、大いなる損失となる（任期等の問題はあがるが！）？！

現在、この社会教育主事の資格取得の簡便さや多方面に亘る活用の方途が模索されようとしているとも言えるが（新しいカリキュラムは、その方向で動いてきた！）、それを、単なる精神論・理想論に終わらせるのではなく、それこそ、それぞれの地域が、彼（女）らの思いや学習の成果を、これまでのような、単なる学習成果の地域還元やボランティア活動の奨励に止まらず、まさに「仕事」として、あるいは「持続可能な活動」として活かせる場やしくみづくりを、地域（県域・市町村域）で、全力を挙げて追究すべきなのである！

その可能性としては、例えば、現在、国を挙げて？推進されてきている「地域学校協働活動」（「コミュニティスクール」や「地域学校協働本部事業」等）の具体的局面にあると思えるが、彼（女）らの思いと参画が、是非とも必要なのである！

ということで、ここでまた、是非紹介したいのが、若き役所の職員の思いと行動についてである！例えば、同じ講習で、近場の会場で受講できるのに、遠く東京の方で受講を希望した、K町のIさん（若い職員）にも、別な意味で感銘を受けた！

聞くところによると、以前同じように東京で受講した先輩の勧めもあって、そちらの方を選んだということであるが、やはり全国のみなさんとの出会い、生で出会える講師や国社研のみなさんとの出会い・交流は、何物にも代えがたく、職場には迷惑をかけるかもしれないが、そうしたということである！

余計なことかもしれないが、折角の機会であるので、県外（東京）で羽を伸ばしたい（開放されたい？）という、若者特有の？思いも、一方であるようにも思うが、それはそれで、積極的に肯定されるものであろう！

当日、国社研のみなさんの計らいで、いつものように開いてもらった？ささやかな私とのお疲れさん会（飲み会）にも彼は参加してくれたが（次の日が宿泊研修で、静岡県の御殿場市に移動しなければいけなかったにも拘わらず！）、彼の確かな人生観と受講の動機も聞かせてもらい、こうした若者の存在もまた、大切にしなければいけないものと再確認もした！

沖縄で受講されているみなさんとは、ある意味同期でもあるので、講習終了後は、同じ仲間として動いて欲しいし、本人も、是非そうしたいと言っていた！私の手前、そう言ったのもあろうが、本当に、しっかりした若き職員であった！

そう言えば、U市の若きOさんも、そういう雰囲気（匂い？）であった！

**(3) そんな中、とんでもない自治体があった！しかも、それを淡々と行っている?!それは、何故か?!**

最後になるが、現在、社会教育行政の位置づけ・あり方が、かなり変質してきている（危機的状況にある?!）ことは間違いない！そんな中で、今回も「国社研」で私が担当した「社会教育計画」の「社会教育行政と地域づくり」というコマにおいては、ある意味度肝を抜かれる？事例に遭遇した！

それは、東京都の青梅市の事例であるが、まさに、あの1990年代の「生涯学習のまちづくり事業」の時の姿・形が、今でも明確に（ブレずに！）あり、その自治体の凄さを、否が応にも感じさせられたのである！

すなわち、同市においては、教育委員会の社会教育課（名前もそのまま！）が、「生涯学習の推進」を担い、まさに当時期待された「総合行政化」の方向性で、ある意味淡々と、その業務を遂行しているのである！

しかも、驚いたことに、その課には7名の職員がいるということであるが、その内の3名が社会教育主事の発令を受けて、仕事をしているということである！また、そこの係長？さんも、元社会教育主事で、実質4名の社会教育主事体制で仕事をされているということであった！

さらに、今年度も、その青梅市からは、社会教育主事講習の受講者が派遣されており、他所では考えられない方針で、社会教育行政が進められているのである！

ちなみに、そのコマは、以前は「生涯学習の振興とまちづくり」であったが、趣旨（ねらい）はともかく、やはり「社会教育行政」の存在価値を改めて確認し、それが、まさに「地域づくり」にあるということ、自他共にアピールしたいという思惑（願い）がある（あった？）ということである?!

ただし、この社会教育主事講習のカリキュラムは、ここでも何度も話題にし

ているかと思うが、次年度からは、抜本的に変更され、特に、このコマを含んだ「社会教育計画」がなくなり（ということは、「社会教育行政」の存在意義・役割がかなり変更される？）、新たに「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」に分かれて実施されることになっている！

私自身としては、端的に、後者の「社会教育経営論」という科目が、その鍵を握っているように思えるが、改めて感じることは、個々の社会教育主事（社会教育士？）が、どのような連携・協力の輪を創り出していけるのかということであり、一方で、そこに、社会教育行政の存在価値を、どのような形で組み込んでいけばよいのかということが、新たな（本当の？）課題となるのではということである！

そして、他ならぬ、その課題意識の共有が、個々の社会教育主事（社会教育士？）、あるいは彼らが所属する機関（施設・団体等も含めて）だけに委ねられるとしたら、それこそ社会教育行政の意義や可能性が雲散霧消？していくようにも思えるのである！

## 54 新しい「社会教育主事講習」のカリキュラムについて考える?!

(1)何が、どのように変わるのか?!単なる「科目名」の変更、「単位数」「時間数」の縮減なのか?!

さて、このような状況の中で、件の「社会教育主事講習」の科目構成等は、改めて、どのように変わるのでしょうか?

まず、科目群としては、現行の4科目、すなわち「生涯学習概論」「社会教育計画」「社会教育特講」「社会教育演習」から、同じ4科目ではあるが、「生涯学習概論」「社会教育経営論」「生涯学習支援論」「社会教育演習」となり、単位数は9から8へと少なくなっている(授業時間数が、それに伴って少なくなり、取得期間の短縮化が図られるということである!)!

この中で、「生涯学習概論」と「社会教育演習」は、従来と変わらないので、その目的は変わらないが、新設の「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」は、それぞれ、前者が「多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題につなげていくための知識及び技能の習得を図る」、後者が「学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る」とある!

そして、その「主な内容」として、同様に、「○社会教育行政の経営戦略○社会教育行政と地域活性化○学習課題の把握と広報戦略○社会教育を推進する地域ネットワークの形成 等」、「○学習支援に関する教育理論○効果的な学習支援法○学習プログラムの編成○参加型学習の実際とファシリテーション技法 等」が挙げられている。

参考までに、「生涯学習概論」と「社会教育演習」については、前者が、「生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る」(目的)、「○生涯学習の理念と施策○社会教育の意義と展開 等」(主な内容)、後者が、「社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る」(目的)、「○社会教育に関する実践演習○社会教育に関する現場体験 等」(主な内容)となっている。

だが、ここで冷静に?受け止めてみると、「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」という、二つの新設科目が出てきているので、かなりの見直し(修正)があるように見えるが、特に、「生涯学習支援論」の方は、従来の「社会教育計画」の内容(コマ)と、あまり変わらないようにも思える?!

さらに突っ込んで言えば、「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」を併せれば、従来の「社会教育計画」の内容(コマ)と、ほとんど一緒になってしまうような気もする?!

とは言え、これを考案されたみなさんの苦勞が、そこには垣間見れるような気もするし、科目の名称(目的)と、その区分けについては、その積極的な意味合いも見出されるようにも思える?!

と言うのも、以前にも書いたかと思うが、この資格(専門性)が、社会教育

主事として発令されていない人でも、それぞれの職場・活動場所において活かされることを求めるということであれば、逆に、その資格（専門性）の「必要性（独自性?）」を薄める（否定する?）ことにもなるということであったが、このカリキュラムの実施方法（考え方）次第では、その懸念?を払拭することにもなると思われるからである?!

否、そればかりか、現在危惧されている「社会教育（行政）」の失地回復（新たな意義?）を現出させるのではないかということである?!

どういうことかと言うと、今回の目玉の一つである「社会教育士」（「称号」）の自称の意義は、「社会教育主事の資格はもっていますよ!」ということだけではなく、自らが、「(何らかの)社会教育の専門家ですよ!」ということを、自他共に主張できるということである!それが、事実上、「発令」を受ける「社会教育主事」とは違った!「生涯学習支援の専門家」だということである!

つまり、同じ「社会教育主事の資格取得」ではあっても、「社会教育経営論」をベースにした取得（→社会教育主事）と「生涯学習支援論」をベースにした取得（→社会教育士）があり得るということであり、その資格（専門性）の扱い方・価値が異なっても良いということである?!

とは言え、もし、そういうことが、今回も、特には意図されていないということであれば、「社会教育士」（「称号」）の自称可は、単なるリップサービスか、本人の自己満足の域に止まらざるを得ない?!

それでも、資格取得希望者が多ければ、それでよい?これだとて、国民の「生涯学習」の精励と、その成果と言える?ということであれば、それはそれで、私には何とも言えない?!でも、やはりそれだけでは、もったいない（惜しい?）?!

## **(2)「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」の新設?!そこに、新たな意義（可能性）が横たわっている?!**

ということで、ここでは、「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」の新設（「社会教育計画」の分離?）が、私にとっての新たな関心事となるのであるが、ここで改めて、「発令」を前提とした受講者（たとえ動機は不純であっても?）と、そうでない受講者（意欲ある学習者→社会教育士?）の双方にとっての「講習」とは、

ある意味「（共通）基礎学習」としての「生涯学習概論」、そして、それぞれの将来（立場・職種等）に向けた「専門学習」としての「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」、そして、その「合同シミュレーション学習」としての「社会教育演習」ということであれば、その整合性・関係性が良く見えてくるのではないかということである（なお、「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」の順序性であるが、やはり本来の「趣旨」からすれば、前者の方が先かもしれない?!ただし、それらが、どのように理論構築されているかによって、実際は決まる?）?!

ちなみに、従来、「生涯学習概論」だけが、先行して？「社会教育」の冠を外していたが（←「社会教育概論」）、今回は、ここで再び「生涯学習（支援論）」と「社会教育（経営論）」に分かれたことになる！

この二つの「用語（概念）」は、これまでも繰り返し述べてきたように、本来は異なるものであり（もちろん密接な関係を有するものではある！）、改めて、その関係には、大いに留意しなければいけない！

要は、一方だけになると、他方の意義や、その双方の関係性が見えなくなるということであるが、「生涯学習の支援」を、「社会教育（行政）が大いに担う」ということさえ見失わなければ、そして、その社会教育（行政）を、多様な実施機関が連携・協力して担うということであれば（実際には、難しい対応ではあるが？）、その並立も、新たな意味をなすことになるかもしれない?! そう思うのである！

くれぐれも、そういう理解は外してもらいたくないものである！

ところで、私自身としては、改めて「社会教育経営論」という科目が、新しいカリキュラムの成否の鍵を握っているように思える！

まだまだ、その具体的な構成（コマ）は出来ていないようであるが、改めて望むことは、個々の社会教育主事（社会教育士?）が、どのような連携・協力の輪（ネットワーク）を創り出していけるのかということであるが、他方で、社会教育行政の機能（意義や可能性）を、どのような形で実現すれば良いのかということが、新たな（本当の?）課題となると考えるからである?!

したがって、その課題意識の共有が、相変わらず? 個々の社会教育主事（社会教育士?）、あるいは彼らが所属?する機関・事業所（施設・団体等も含めて）だけに委ねられているとしたら、それこそ、新しい社会教育行政の意義や可能性は見えてこないということである?!

だからこそ、これからの社会教育主事講習には、多様な（目的・ニーズを持つ）受講者の、それぞれの専門や課題を、「社会教育主事（社会教育士）」として共有し、お互いにどのような役割や任務を果たせばよいのかの、「基礎的学習」（「生涯学習概論」）と、そのための「専門学習」（「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」）、そして「合同シミュレーション学習」（「社会教育演習」）を行う場としたらどうかということを目指したいのである！

すなわち、ある種（苦し紛れ?）の「社会教育主事（資格）汎用論」ではなく、逆に「社会教育士」というものの汎用性を前面に出し、それを必要とする受講者の配属（仕事）と専門性の蓄積の一つが「社会教育主事」だということにしたらどうかということである！

そう考えなければ、「社会教育主事」と「社会教育士」の等価性は考えられず、その資格取得（需要?）価値は、ほとんど期待できないものであり続けるということである（「社会教育士」と名乗る、あるいは名乗りたいという人のメリ

ットや存在価値が、相変わらず見えてこないということである！)?!

### (3) 大学での「社会教育主事養成」は、また別の問題（課題）である?!

なお、ここでは、一方の「大学（養成課程）」での社会教育主事（社会教育士）の資格取得のことは、ほとんど前提としていない（眼中にない?）!

そこでのカリキュラム（コマ）が異なるということが、基本的な理由であるが、これまで、大学の養成課程を担当してきた者の一人として、現在（これから?）の「社会教育主事（社会教育士）」の専門性（役割）を考えると、とても大学を出たての若者に、そうした仕事・活動が出来るはずもない?たとえ、本人が、すぐに実践者（一人前）として、いわゆる「現場」に立ちたいと思っても、望まれるようなレベルでは、決して仕事・活動は出来ない!

端的に、そんな甘い世界ではないということである!

これまでもそうであったように、その資格が（も）取れるから（あるいは、卒業要件の関わりから取らざるを得ないから）ということであれば、比較して言えば、あれだけの時間と配慮（単位数）で、教員免許状を取得した学生に対して、「採用試験」はともかく、1年間以上の「初任者研修」、そして、その後の「経年研修」等が次々と義務づけられているのである!

しかも、そんなにしても、全員申し分なく現場で活躍出来るのかと言えば、決してそうではないのである（近年では、さらに、その実情は厳しいものになっているようにも聞く?）?!

学校の教員とは、その専門性と社会的責任の重さが違うと言われれば、それまでであるが（だから、軽くも見られる?→「免許状」と「資格」の違い?）、「発令」を受けたからといって、すぐに「一人前」の仕事・活動ができるはずはないのである（だから「主事補」の位置づけもある!）!

ましてや、社会教育主事（社会教育士）の仕事や活動の相手は、職場の同僚や上司はともかく、多くは、他の施設・機関の人達であり、見ず知らずの住民（施設利用者や受講者、さらには関係団体の役員等）なのである!

難しい子ども相手の「教員」ということになっているが、捉えようによっては、その子ども達よりも難しい?大人達が、沢山いるのである!経験や人間関係の蓄積が、ある意味正にも負にも?必要なのである!

とは言え、大学（養成課程）での「社会教育主事（→社会教育士）」の資格取得を全否定しているわけではなく（一握りの?人達ではあるが、専門職採用や、結果的に人事異動でその職を得た人達で、徐々にその専門性を蓄積・発揮している人達もいる→私の教え子?にも、それなりにいる!）、また、大学等に、そうした分野の専門家（研究者）がいなければ、理論研究や実践への導き手がいなくもなる?!

そうなれば、本末転倒かもしれないが、もう一方の「社会教育主事講習」での理論的部分の担当者（依頼講師）もいなくなる?!

しかも、養成課程を有する大学も、例の「国立大学のミッションの再編？」によって、その数を減らし（私の在職したR大学も廃止した！）、その分野の研究者（後継者も含めて！）等が減っているであろうが（私学等は増えている？）、  
「教員」や「社会教育主事」等の免許状・資格取得が、その大学のウリであったり、それが、学生達の志望動機につながったりしていることも事実であり（収益につながる？）、それが、即当該分野への就職等につながらなくても、一定の「供給価値」は存続しているものとも言えるのである？！

55 新たな? 「社会教育(行政)」の方向性(可能性)は見出せるのか?!

(1) ある事へのこだわり? が、今の私に火を付けたのかも?! とにかく、一度は真剣に考えてみなくては?!

ところで、ここでの、最近の筆致は、理論的なもの、公論的なものよりは、その時々に出会う人達、ある意味「名もなき、下心なき?」人達の思いや苦勞(人生?)を受け止め、それに対する称賛や激励の言葉を紡ぐのが、一つの基本的なスタンスとなっているが(そうっていないかもしれないが?)、現在、ある事へのこだわり? から、再び理論的、公論的なことへ向かおうとしているようにも思える!

それが、先号(54)であり、今回の「新たな? 『社会教育(行政)』の方向性(可能性)は見出せるのか?!」という、自他への問いかけである?!

ちなみに、その、私の「こだわり?」であるが、「社会教育(行政)の危機?」という点においては、多くの人に共通の認識があると思われるが、その克服の方向性が、本当に、次年度から始まる「社会教育主事の新しい養成カリキュラム」(「講習」&「養成課程」)に見い出せるのか?

だが、その中身の検討に、自らが参画(協力)出来ていないというもどかしさや、第三者的に傍観するしかないという悔しさ(僻み?)も加わって、ほとんど真剣に、その具体を見て来なかったわけであるが、本当に、それでいいのか? というようなことであった?!

しかも、それは、今、こうやって、細やかではあるが、目の前の「社会教育主事講習」関係者や、その社会教育の分野で活躍(苦惱?)している人達と出会うにつけ、何とか納得のいくものを見つけたい、共有したいという思いが、一方で募ってきているということでもある!

遅きに失した感もあるが、まだまだ、提案(協力?)出来る部分はあるのではないかと!そしてまた、その養成カリキュラムだけではなく、その存在意義自体も、それに絡めて?、改めて見出していけるのではないかと!そう考えてもいるわけである!

換言すれば、厳しい現実の中で、無責任な、対岸の火事的論評ではなく、そこから、どのような意義や可能性が見出せるのかという、前向き?で、かつ実践的な提案を、私なりに行ってみたいということであるが、それがまた、最近の、「名もなき、下心なき?」人達の思いや苦勞(人生?)に報いる方途にもなるのではないかと!そう思うのでもある?!

とにかく、ここでは、どういう問題(課題)が、どのように横たわっているのか?その「真相(深層?)」を、私なりに、正式に?理論的、公論的に論究してみたいということである!

(2) 社会教育(行政)の機能分散(消滅?)か、それとも新たな位相の出現か?!  
その「真相(深層?)」は如何に?!

早速であるが、まず、その問題（課題）の最新状況、そして、その本質はどこにあるのか？

それは、これまでも言及してきたとは思いますが、例えば、岐阜県（社会教育行政の知事部局への移管と、それと岐阜大学による「地域学校協働活動センター」の共同設置）や岡山市（ユネスコ提唱の「学習都市 learning cities」実践、そして、中学校区にある「地区公民館」の活用→全 37 の公民館に「社会教育主事（市長部局との兼務発令）」の配置）の動きに、そのヒント、否、「問題（課題）」の真相（深層？）がある？！

すなわち、これまでの社会教育（行政）の苦悩（隘路？）は、その必要性（存在意義）は大いに喧伝されながらも（かなりの「同床異夢的な」状況ではあったが？）、その「グランドヴィジョン（生涯学習の理念）」の壮大さ？故に、それを実現させていく「しくみ」（「審議会」や「推進協議会」等）の不明瞭さ、そしてまた、そのための「人（要員）」や「カネ（予算）」のなさ（脆弱さ）が潜行し、

一方で、そのことが、社会教育（行政）を弱体化させ（やる気を削ぎ？）、他方で、新たな（それに飽き足らない？）動き（「市民協働のまちづくり」等）が、それに取って代わって（別立て？で）出現してきたということにある？！

さらに、そうした中で、近年新たに取り組み始められた「地域学校協働活動」や「（ユネスコ）学習都市」の動きやしくみづくりが、事態を複雑にしてきた？！

何故なら、それらの動きやしくみづくりは、「教育委員会（社会教育行政）」で行うのか、あるいは「首長部局」で行うのか？といった、ある種単純な？二者択一のものではなく、まさしく真の？「総合行政」、すなわち「双方の部局（すべて）」が連携・協働して進めていくものと位置づけられ始めているのである（「事務委任」の流動化や要員の「兼務発令」等は、そのことを如実に示している！なお、上記の事例については、改めて、27 や 49 等を参照されたい！！）！

しかるに、一見すると、それらの動き（施策）は、かなり異なった取り組み（目的）のようにも見えるが、実は、そこにあるのは、私の言う「ひとづくりとまちづくりの循環」による、地域課題（「教育」も、当然その一つ！）の解決という方向性なのであり、これからの我々の生活（未来？）には、まさしく、こうした枠組みと取り組みの方向性が、絶対に必要不可欠となっているということでもある？！

それ故に、それが、岐阜県や岡山市のような、これまでには考えられもしなかった？行政組織・推進体制の大転換？を招いているのもある？！

さて、そうした状況において、改めて、従来（本来？）の「教育委員会が担っていた社会教育行政」の部分がどうなっていけばよいのかということであるが、そこが担っていた「生涯学習の支援（振興）」が、「教育（行政）」という範疇を超えて、広く「まちづくり・地域づくり」全般に関わるということになれば、それは当然、様々な部署・機関で意識・対応される必要があるということ

にはなる（「政治的中立性」「教育行政の独立性」にとって、かなりの危惧もないわけではないが？）！

ただし、ここのところが重要であるが、その中で、教育行政としての「社会教育行政」には、もう一方の「学校教育行政」との連携・協働が必要であり、まさに「教育（行政）」という点で、「学校教育」との連携・協働によって、その独自の役割を発揮すべきであるということがある（このことは、不十分ながらも？現行の「教育基本法」の規定（第3条：生涯学習の理念）に述べられている通りである！）？！

したがって、簡単に、教育委員会の社会教育行政を、一般行政（首長部局）に移動させたり（無くしたり？）することは、予算や権能の関係もあるかもしれないが、決して望ましいことではないのである！

その点で、知事部局に、「学校教育行政」をも包含した？「地域学校協働活動」の部署を置いた岐阜県のような事例については、現実的には、かなり頭を悩まされるところではあるが、社会教育（行政）は、関係するすべての部署・機関との連携・協力によって実現されるべきもので、特定の（狭い？）部署や関係機関が一手に担うものではないということの、「新たな形」であるとも言える（ここでは、かつての「生涯学習のまちづくり事業」が彷彿させられる！）？！

**(3) 改めて、「社会教育主事」及び「社会教育士」は、何によって通底されるのか？！**

いずれにしても、このことは、今回の「社会教育主事養成カリキュラム」の受け止め方にも大いに関わってくる！何故なら、そのような現実を踏まえた講習でなければ、折角のチャレンジ？も水泡に帰すかもしれないし、そもそも社会教育（行政）自体が、最早そうした位相に移行しているのでもある！

従来のような、単独で、その存在意義を発揮することは出来ないのであり、多くの関係機関・部署との協働、そして、そこでの独自の機能・役割をいかに見出し、発揮すればよいか？そこに、新たなチャレンジ（可能性）があるのである？！

だが、そのことは今回の見直しでも、きちんと正当に受け止められてはいるようであるので、問題は、その「供給」と、一方の「需要」のマッチングが、実際にはどうなっていくのかが、この新しい「カリキュラム」の成否を決定づけることになることは言うまでもない！

つまり、今回提示された「新しいカリキュラム」では、本来「教育委員会の事務局に置かれるべき『専門的教育職員』としての社会教育主事」を、他の（教育委員会の事務局以外の）部署に置く（転用する？）こともでき（ただし、これは、これまでも、既に行われている！）、極端に言えば、どこに所属していても（もちろん個人の立場でも！）、本人の自由意思で、「社会教育士」の称号が名乗れる（履歴書や名刺に書ける！）ということになっているということ

である！

しかしながら、このことは、一方でまた、社会教育主事、すなわち社会教育行政の役割や機能は、その資格を取得した（自由意思で学習した？）、しかし、発令はされない人達によっても担われるということであり、極論すれば？、「教育委員会の事務局に置かれるべき『専門的教育職員』」は、事実上要らないというようなことを宣言していることにもなる?!

取得の簡便さ（講習期間の短縮）と、その資格（専門性）の活かされ方の多様化を図り、社会教育主事資格の、言わば「需要価値（汎用性）」を高めようとしている今回の措置ではあるが、かなり大きな転換の舵を切ったということにもなるのである?!

ただし、こうした資格取得に関わる権能が、文科省の総合教育政策局（人材育成指導課）にあり、その認可や委嘱の関係は変わっていないのではあり、私の見解としては、それはそれで良いのだと思うし、他ならぬ「教育行政」には、社会教育の分野が、絶対に必要だと考えてもいるわけである！

とりわけ、学校教育との連携・協働（融合？→地域学校協働活動→教育協働！）は、まさに新たな段階と使命を有し始めているのもある！

とにかく、事実上は、短期間で取得できる「社会教育主事講習」に、ある種の期待や可能性を見出すのではあるが（現実的・即自的なニーズが、一定程度そこにあるからである！）、もし、多様な場所で、多様な形で、「社会教育主事」の資格（専門性）を期待するのであれば、単に、その活用を唱導するだけではなく（公民館主事をはじめとする社会教育施設職員やNPO職員、指定管理者により運営されている社会教育施設の職員など多様な関係者から受講希望が寄せられていると書かれてはいるが！）、その資格（専門性）が、どのように、各人の仕事や活動に活かされるのか？そのイメージやメリットが、例え例示的ではあっても、もっと具体的に示されなければいけない?!

そうなると、改めて、先号でも述べたように、「社会教育経営（論）」と「生涯学習支援（論）」の関係が問われてくるのであるが、そこには、やはり、何かの通底部分（→使命・業務の共有？）、双方の立場の共通メリットがなければ、これまでのようなオーバーフロー（供給過剰→資格は持っているが、直接活かされない？逆に、そもそもその所有をアピールしたくない？）は免れないし、その需要価値も上がらない?!

あの「教員」でさえ、資格者のオーバーフローは常態化しており（学生定員の縮小があったものの、免許取得者の10分の一程度？採用者数も、例の少子化の進行・学校数の減少によって、ますます減ってきている？）、挙句の果てに、その希望者数自体も激減している?!

繰り返しになるが、「発令」の隘路（教育委員会事務局への必置）を解消したいだけであつたら、現在も進められている「兼務発令」で、それを脱すればよ

いだけである?!また、役所や学校教員への採用試験時に、大学等からの「社会教育主事有資格者」を、一定程度、コンスタントに採用すればよいのである！

要は、上記したような根本的な対応は考えず、その場凌ぎの？発令対応に苦慮しているだけということであれば、今回の措置も、大した成果は見込めないということになる?!

その「社会教育主事」という役職が、引いては、社会教育行政の存在価値というものが軽視されていたり、なくなってもよいとされていたりする状況に対する、ある種の妥協策あるいは一時避難的措置であった場合には、あまり（ほとんど？）期待はできないということである?!

56 社会教育（行政）」の「リデザイン（再構想?）」は、いかにしたら可能か?!  
(1) そのアイデア（ヒント）は、新しい「社会教育主事講習」の見通しから  
生まれる?!

ここ数号において、「新たな?『社会教育（行政）の方向性（可能性）』」について、いわゆる「社会教育主事講習」（事実上は、大学の養成課程ではない「講習」の方!）の新たな展開（「新カリキュラム」の実施）に関わらせて述べてきたが、やはり?それだけではなく、全体の動き（背景）の中で、改めて、どのようなビジョンが描けるのか、否、描かなければいけないのか?そこが問われることは、ある意味必然である?!

そして、それはまた、多少（かなり?）失礼ではあるが、一部（都市部の人達）?で目論まれている、「社会教育（行政）の『リデザイン（再構想?）』論」ともつながるのではないか?!そのようなにも思う次第である?!

そこで、ここでは、そうした課題意識（使命?）を受けて、相変わらず?私なりにではあるが、それに挑戦してみることにしたい!ただし、その発想の起点（発端?）は、標記のように、やはり?件の「社会教育主事講習」のあり方からであることは、最初に名状しておきたい!

と言うのも、今回の新しいカリキュラムの目玉?（の一つ）である「社会教育士（称号）」（の検討）が、そのアイデア（ヒント）を提供してくれるからである!

だが、それは、多少強硬に言えば、「発令」を前提とした）社会教育主事資格の汎用性（有効性）を評価したからではなく、むしろ逆に、任意自称可の「社会教育士」の汎用性（有効性）の可能性を評価したからである?!

と言うことは、私の解釈は、ひょっとしたら想定の外にあり、今回の改正の趣旨を大幅に逸脱している可能性もあるということかもしれない?!

だが、その新しい「カリキュラム」においては、取得期間の短縮（簡便化）が、主たる目的ではあったろうが、新たな資格取得者には、社会教育主事としての「発令」がなくても、「社会教育士」の称号を、自らの意思で名乗れるということであり、

それは、併せて、たとえ「社会教育主事」として発令されない（名乗れない）としても、その「社会教育士」の名乗りを多くの人ができるようになれば、これまで以上に、世間一般に「社会教育（行政）」の存在を知らせることが出来るということであり、その活用次第（場所や場面）では、その存在意義に大きな期待が寄せられるかもしれないということである?!

ということで、何はさておき、まずは、その認知度が高められるということであるが、案外これは、大切なことかもしれないと思われるのである?!何故なら、この「社会教育主事資格」の存在自体が、多くの人に「知られていないということ」が、これまでの最大のネックであったことは間違いないからであ

る?!

ただし、その「認知度」だけではなく、その「存在意義」そのものが、自他共に感じられるものでなければ、すなわち、取得してよかったと思われるものでなければ、元も子もない?!そういうことでもあるのである?!このことは、これまでも述べたとはいえるが、まさしくそこが、これからの成否を分けることとなるということでもある?!

ちなみに、それは、社会教育主事として発令された（つまり職務として、それを遂行した）人達の、その後の対応ということも、併せて視野に入れている?!

と言うのも、残念ながら、多くの社会教育主事（事実上それに相当する職を含む。例えば、国立の青少年教育施設の「専門的職員」等）は、基本、僅か数年（2～3年）の後には、その職を離れ（卒業し?）、その資格（発令）を必要としない部署へ異動していく（戻っていく?）からである!

中には、地方自治体（事実上は市町村レベル）の現実のように、（社会）教育（行政）とはまったく異なった分野・部署へ、本人の意思とは無関係に（無視されて?）異動させられる（飛ばされる?）こともあるわけである?!

**(2) まだまだ、その具体的な提案（指示?）はない?!しかし、一縷の?光明は見出せる?!**

そこには、職能期待としての「オールラウンド指向」、あるいは「公務員」としての平等（公正）?というような、ある種の「メリット?」もあるであろうが（多くは「慣行」としての配慮?かとは思われるが、一方では、それが「桎梏」ともなっている?）、このような資格を伴う職務にあって、事実上、その時だけしか有効ではない（評価・尊重されない?）、

しかも、こここのところが問題だと思われるが、それを、ほとんどの人が了解している（仕方がないと思っている?）、そして、それが、役所内の暗黙のルール（文化）化されているということである?!

したがって、明らかなように、こうした状況にあっては、他人の目（評価）はともかく、本人自身が、そうした職務・立場を積極的に肯定できるはずはないのであり、ましてや、プライドや意欲をもって臨めるはずもない?!

とは言え、これについては、これまでも、個々人のレベルでは、その経験をプラスに受け止めている人達は多く、また、そのことを、職員の人事異動に、積極的に活かしてきている自治体もあることはある（正確には、あったと言うべきか?）?!

さらには、教員籍の人達のように、いわゆる「管理職」へのバイパス機能（登用口?）も、かなり顕著にあったようにも思える（しかし、これも近年では、必ずしもそうしたことに直結はしていないようでもあるが?）?!

また、これはかなり情緒的な?言質ではあるが、その経験が、いわゆる管理職に大いに活かされるというような評価もある（個人的な見聞では、そうしたこ

とも多々あるように思う!)?!その信憑性については、ここでは言明しないが(あくまでも当人の資質能力に拠るところが大きいのかもしれないので?)、言いたいことは、彼らが、その職を去っても、名刺等に、わざわざ「社会教育士」と名乗るようなメリットや動機づけがあるのかどうかということである?!

つまり、「発令」を受けて、その職務を遂行している間だけ、その資格(称号)が機能しているということであり続けられれば、結果は、これまでとほとんど変わらないということである?!

では、改めて、どうすればよいか?!残念ながら、実は、ここが一番重要なところとなってくるのであるが、今のところ、心情的には期待するところ大ではあるが、その有効な方策については、今回の措置には、その具体的な提案(指示?)はない?!多少悪意?を持って言えば、それぞれの当事者達が、その有効なくみや事業・活動の姿・形を創って欲しいということであろう?!

くどいようだが、そのことにはあまり触れず(触れられず?)、その資格の「汎用性」や「形式的顕彰(賛辞?)」の部分だけを、言わばリップサービスの示しているだけの様な感もある?!であれば、相変わらず、いわゆる「現状打破」は、極めて厳しいということでもある?!

ただ、そうは言っても、一縷の?光明はあるのであり、そのことはまた、以前にも述べたように、ある人達の思いや覚悟?の中に見出すこともできるのである?!

それは、今でも(上記のような状況にあっても!)、その資格自体は、その職務・活動には不要であっても、まとまった形で、社会教育のことを勉強したい、社会教育主事のような専門性(自信?)を有したいという、まさに奇特定の?人達が、数は少なくとも、確実にいるということである!

そのような人達にだけ、必要以上な?期待を寄せるのは甚だ申し訳なくも思うが(失礼でもあるが)、その決断を下すのは本人自身であり、その人の人生観でもある?!

たとえ、「社会教育」と言えども、それは、「教育」の営みなのであり、その教育の営みは、最終的には、人と人との内面的な関係の中で息づくものであり、そのこと自体に、無上の価値(喜び?)を感じることでできる人達もいるのである!だから、「政治」や「宗教」、さらには「営利」というようなものと、明確な一線を画さなければいけないのもある!

何を言いたいのかというと、そういう人達は、動機やきっかけはともかく、少なからずいるのであり、それらの人々が、見えない?その土台の部分を支えているということである?!しかも、それは、必ずしも職や立場で成就されているわけでもないのである?!

### (3) 試案?!考えられる、実効性のある動きやしぐみづくり?!

しかしながら、一方で、可能な限りの、その実効性のある動きやしぐみづく

りを考えていかなければ、単なる心情論に終始してしまうことは明らかである?!そこで今、一つ考えているのは、その社会教育主事の資格を有している人達（経験者を含む!）の実働組織を創ることである!

それは、例えば「NPO法人」でも、「(一般) 社団法人」でもよいが、重要なのは、彼(女)らが、仕事として(多少の収入も得られる?)、そして当該地域で、多くの人々から注目される(感謝される?)存在となるということである?!

なお、これについては、以前も話題にしたとは思いますが、現在でも、「社会教育主事協会」等の、ある種の「任意組織(同業者団体?)」があるが、最近では、とてもそれらが、人々から注目される(感謝される?)存在となっているのか?かなり悲観的に見ざるを得ない(単に、私が知らないだけかもしれない?)?!

改めて、その原因(背景)は何かというと、その事務局体制に、大きな問題(課題)があるように思われる?!すなわち、そのスタッフは、ほとんどが、現職の「社会教育主事」、あるいはそれに相当する職員に委ねられており、多忙・激務?の中で、なかなかその任務を十全に発揮できないことにある?!

もちろん、そのことは、当該職員の資質能力、あるいは思いの強さ(自覚)に拠るところが大きいとは言えるが、そうした組織の存在や活動が、他の人達に知られていない?率直に言って、ほとんど評価されていないことに、根本的な問題があるように思われるのである?

だから、仕方なく(平等に)持ち回りで、本音の部分では嫌々ながら?、その当番を引き受けているのであり、しかも、その仕事?を、何も知らない新人?に委ねるような、悪循環を作り出しているのでもある?!

だが、現在(今後?)、考えてみると、「コミュニティスクール」や「地域学校協働本部事業」等の動き(ブーム?)、あるいはユネスコ提唱の「持続的な学習都市 sustainable learning cities」のような取り組みもある!

ちなみに、後者は、ある時期の、我が国の「生涯学習のまちづくり事業」と軌を一にするもののようにも思えるが、そこに、「学校教育」の取り込みというものもあり、中でも、例の「ESD(持続可能な開発のための教育)」に関わる「SDGs」(2015年の、国連提唱の「持続可能な開発目標」→17項目。その中に、「質の高い教育」という項目がある!)という枠組みの中で取り組まれているものでもある!

要は、これらに関わって、上記のような組織や活動場面が創出できないかということであるが、工夫次第では?大いに可能性があるのではないだろうか?!

結論的には、実はここからであるが、そのような組織(活動団体)の事務局スタッフとして、教員でもなく、また行政職員でもない(or なくなった)、件の「社会教育主事有資格者(社会教育士)」を配置するという提案である!

ただ、これについても、事実上、「地域学校協働本部事業」での「(統括)コ

ーディネーター」のような人が配置されており、それでよいのではないかと思われる向きもあろうが、彼（女）らが、さらなる専門家、あるいは新たな専門家としての「社会教育士」として養成・配置されるならば（単なる経験の積み重ねではないということ！）、ここで言うような社会的認知と、その存在意義が、社会教育（行政）のそれと相俟って、広がって（強くなって？）いくものと思われる？！

とにかく、今出来ることから始めるしかない！関係者のみなさん、知恵を合わせて頑張れ！

57「教育協働」の名称が大学の研究機関、教育コースに！ただし、それは…?!

(1)まずは、事例から?!「学部」「学科」に「教育協働」の名称が使用され始めている?!

ところで、最近、と言っても、4年前に、私がR大学を辞めた後からということであるが、大学の研究機関、教育組織(学部・学科等)に、徐々に?「教育協働」という名称が使用されてきているように思える?!

もちろんそれは、私がたまたま見聞きしたものであるが、ひょっとしたら、現在、その用語の使用は、一つのブームとなっているのかもしれない?!もし、そうであれば、その用語の使用・普及を目指してきた私にしてみれば、多少(かなり?)複雑ではあるが、それなりに喜ばしいことではある?!

ただ、実際、その用語(概念)が、どのような文脈で、どのようなことを指しているのか?あるいは、どのようなことを目指しているのか?そういうことが分からなければ、まだまだ手放しで喜ぶことは出来ない?!そうも、思うのである?!

例えば、それこそ、単なるブーム、そのブームに便乗した名称変更(使用)ということであれば(学部・学科等の、いわゆる「延命」あるいは「生き残り策」?のためのカムフラージュ?)、その喜びも半減する?!

しかし、冷静に捉えれば、たとえそうであったとしても、「教育」に関わる「協働」ということが、様々な思惑、局面があったとしても、そのこと自体が、「やはり(改めて?)必要である!」という意識(実感?)が、関係者の間に広がっている(共有され始めている?)ということは、おそらく間違いないであろう?!

まさに、そういう時代状況になっているということである?!

ということで、ここでは、その実態?を探るべく、現在入手し得た情報を下に、その実態を見てみることにしたい!そこで今回は、大阪教育大学、宮崎大学の二つを事例として取り上げたいが、まずは、「大阪教育大学」である。

同大学は、いわゆる「単科大学」であるので、通常大学の「学部」に相当するものが「学科」または「課程」ということになるが、その一つに、まさに「教育協働学科」というものが設置されているのである!

その学科の目的として、「新しい『教育』カテゴリーを生み出し、社会に貢献する人を育てる。」とあるが、私にしてみれば、その「新しい『教育』カテゴリーを生み出し…」という部分に、非常に興味をそそられることは言うまでもない!

そこで、改めて、「新しい『教育』カテゴリー」とは何か?そこが、問われるということであるが、具体的に見てみると、「教育協働学科は、豊かな教養に加え、教育への理解と専門能力を身に付け、学校や地域と協働して、新しい時代の教育活動を創生できる人を養成する学科です。(2017年4月開設)教員

免許状取得を卒業要件としません。」とある。

要するに、「学校や地域と協働して、新しい時代の教育活動を創生できる人を養成する」ということが、そのウリ？だということである?!「学校や地域と協働して、新しい時代の教育活動を創生できる人」、その人材養成・輩出ということであるが、まさにこれは、私が求め続けてきている「教育協働←地域教育経営」のための人材養成・輩出ということであろうか?!

そして、その分野・領域として、「学びのポイント1：社会に求められる専門能力を身に付ける／教育・福祉・心理・健康生活・学校安全・自然科学・数理科学・情報・人文社会・国際文化・芸術・スポーツなど様々な分野の専門的な知識と技能を身に付けます。」とある。

次に、「学びのポイント2：教育への理解を養う／教育・心理・学校・福祉などについての基本的な考え方や視点を獲得する教育・学習支援基礎科目を新設し、「教育」や「学校」への理解を促進します。」、「学びのポイント3：広い視野と協働力／地域や学校、グローバル化など多様な視点から、留学生とのコラボレーションなどの演習により、協働やコーディネート力を身に付けます。」とある!

ただし、これは、率直に言えば、かの「国立大学のミッションの再定義?」による、教育学部の「生涯教育課程」等の、俗に言う「ゼロ免課程」の生き残り策であり、その教員構成(分野・人数)の問題から、「単科大学」としての「教育大学」にのみ、その生き残り策が適用された事例である(そうなることは、事前に、情報としては洩れ伝えられていた?)!

だから、「初等教育教員養成課程」「学校教育教員養成課程」「養護教諭養成課程」も残り、極めて紛らわしい?課程・学科編成となっているわけである?!

いずれにしても、そうなると、その「学科」は、「教員免許状取得を卒業要件としません。」とあるように、表面(公式?)的には、学校の教員以外の教育関係人材、見ようによっては、いわゆる「社会教育」の人材養成・輩出ということになるが、その具体的な職種や活動場所等は示されていない(例えば「社会教育主事」とか?したがって、多くの?関係者達は、決してそのようには思っていない?)?!

とは言え、私には、それらが、どのようにして出来上がったものかは(その内部事情)は、嫌と言うほどよく分かっているので?、これ以上のことは言わない(言いたくない!)?!

このような「生涯教育課程」を潰された?地方の総合大学(教育学部)の一つ「R大学」の教員であった私からすれば(しかも、その時の学部長でもあった!)、誠に複雑な思い(腹立たしい?)であるが、せめて、その求めるところは、冷静に必要なこととは言いたい!

要は、そこから、どのような実態(成果?)が生まれるか?それだけである?!

## (2) 「センター」等の名称に「教育協働」が使用されている！

次が、「宮崎大学教育学部」（いつのまにか？「教育学部」に戻っている？例の「改組」の時か？）の「附属教育協働開発センター」である！ただし、ここについては、用語自体は、私の使用（主張）よりも、こちらの方が先であったという、ある種の「オチ？」もある！

と言うのも、この用語自体は、そのセンターの設置構想を抱いていた、当時の同大学の学部長さん（私と同じ大学の出身であった！）の使用用語で、ある時の九州地区の学部長会議での私的会話（密談では決してない！今では懐かしい「煙草タイム」→笑い？）の中で、その用語のことを聞き、私が、何故か？直感的にその用語の意義（可能性）を感得し、爾来借用してきたということである！

それはともかく、その「センター概要」によれば、「授業研究を中核とした現代的な地域社会の教育課題の解決・対応に、『機動力』を発揮するために、2013年10月、教育実践総合センターから教育協働開発センターへ改組されました。これにより、学部教育と大学院教育を有機的に関連させることとなり、学校・市町村教育委員会・教育研修センターのニーズを聴き、学部教員を組織して、協働を推進してきました。」とある。

そして、その「組織図」によると、同センターには、3つの「開発部門」（高度資質／連携協力／学力学習）があり、関係機関・人材による「協働による教育研究」がなされ、「教員養成・教員研修プログラムの提案・実施」と「地域社会の教育課題の解決にむけた支援」の2つの方向性で、「教員資質の高度化」と「地域社会と大学との協働支援体制」を目指すとある。

そして、その過程の中での「教員の生涯職能成長」を果たすとされている。しかも、「教育委員会のみならず、知事部局と協働している点にも特徴があります。」ともある！件の、岐阜県と岐阜大学の「ぎふ地域学校協働活動センター」の共同設置を、既に彷彿とさせる部分もあるわけである？！

改めて、ここでは、「地域社会の教育課題の解決にむけた支援」、あるいは「地域社会と大学との協働支援体制」というところが、私にとっては、特に注目されるのであるが、ただ、お分かりのように、その使用の文脈、すなわち「概念（範囲）」は、かなり異なるものであることは言うまでもない！

単純に言えば、その「教育」は、相変わらず「学校教育」（だけ？）を指しているということである？！しかし、「協働」という捉え方、その現代的な意味合いは、無条件に推奨されるものではある？！

ちなみに、同大学がある「宮崎県」は、県の「教育研修センター」に、「生涯学習・社会教育支援」と「キャリア教育支援」の機能を付加し（全体で7つの機能）、まさに「学校教育部門」と「社会教育部門」の双方から、指導者・関係者の研修（支援・養成）を行っているということでもある！

この辺りにも、「教育協働」の息吹きが感じられる？！確か、「長野県」が、こ

のような体制を、逸早く創り上げていたように思うが（「教育センター」に「生涯教育部」を設置、1985年）、現在は、「総合教育センター（「教育センター」と「産業教育センター」を統合）」に附置した形で（独立してということか?）、「生涯学習推進センター」が設置されているようである。

後者については、「学社連携→融合」というような流れで、「学校教育」と「社会教育」の連携・協力の機運が盛り上がっていた頃の名残としてあるのか？新たな「地域学校協働活動→教育協働」への新たなステップとなっていくのか？私には何とも言えないが、折角、同じ場所（敷地）にあるのであれば、是非、後者の方で頑張ってもらいたいものではある?!

**(3) 改めて、何故、このような「教育協働」という用語（概念）が登場してきているのか?!**

ということで、こうした事例は、まだまだ多くあるのかもしれないが（これから増えてもいく?!）、それはともかく、改めて、何故、このような「教育協働」という用語（概念）、そして、その取り組みが登場してきているのであろうか？

端的に言えば、「協働」という言葉が、多方面で使用されているということで、そのブーム（追い風）に乗ろうとする、多少軽薄な？要素もある？が、その本質的な部分では、従来の社会組織・枠組みでは、目まぐるしく変わる、あるいは多面的・重層的な様相を呈する「現状の問題点・課題」が見えてこない？否、見えてはいるが、なかなか有効な手段、方途が見出せない?!

だから、一つの特定の部署・機関では、容易にそれに対処できない?!したがってまた、その打破・解決の方向性や方途を出し切れない、共有できないという認識が高まってきたということにある?!

ちなみに、そのことを、一つにまとめたもの（総合施策?）が、いわゆる「(市民)協働のまちづくり」ということであり、だからこそ、「教育行政（教育委員会）」と「一般行政（首長部局）」のあり方が問われるのである?!

とりわけ、「ひとづくりとまちづくり」が密接な関係にあり、その双方の成果が、それぞれにまた、その双方の成果に連動していくという認識が高まり（本来は、そういうものであるのであるが?）、様々な組織改編が進行しているということでもある?!そこに、その所掌事務の範囲が交錯するのであり、そしてまた、その権限の委譲（「事務委任」）や職員の「兼務発令」も頻繁となるのである?!

というようなことで、「教育協働」という言葉自体は、使用する人間、文脈によって、いかようにも使用され得るのであるが、その本質、目指すべきところは一緒であり、何も衝突、あるいは分裂を招くものではないのである?!

そこに必要なものは、「正しい?ヴィジョンと戦略」ということになるが、問題（厄介なの）は、その「正しさ」を、誰が、どのように取捨選択していくのかということである?!ただし、そこに「自然淘汰」ということを絡ませれば、今は、それはそれでよいということになる?!

58「生涯教育（学習）研究」への（最終）試論?!ただ、まだ限りなく私論ではある?!

(1) ついでに? 標記のことも、一応最終チャレンジ? しておきたい?! 結局は、そこに収斂することになる?!

さて、ある意味ひょんなことから?、先々号(56)で、「社会教育（行政）の『リデザイン（再構想?）』は、いかにしたら可能か?!」ということまで述べたが、それはやはり、標記のような『生涯教育（学習）研究』のあり方（方向性）まで論及せざるを得ない?! 否、むしろそうでなければ、「社会教育（行政）の『リデザイン（再構想?）』」論それ自体が、宙に浮いてしまうことにもなる?!

だから、たとえ、それが「試論?」であっても、そのことは、きちんと視野に入れて（覚悟して?）論じなければならないということである?! ということは、そのことを、結果的に十分に示すことが出来なかったら、この標記は、ある種の羊頭狗肉ということになるが、その場合には、平にご容赦いただく外はない?! ということでもある!

しかも、この、肝心の『生涯教育（学習）研究』のあり方（方向性）については、私に限らず、これまで数多くの人達が多種多様に論究しているわけではあるので、勢いそれは、ある意味での「最終試論?!」とならざるを得ない?!

ただし、この「最終試論?!」という位置づけは、あくまでも「私からすれば」ということであり、その意味での「究極的なもの?」、ということでもある! 要するに、これは、私にとっては、「最終試論?!」でもあり、限りなく（しかし、究極的な?）「私論」でもあるということである!

しかるに、このテーマ（使命?）は、私が、現在も所属している唯一の学会である「日本生涯教育学会」のあり方とも直結するものでもある! したがって、当然、これについては、当学会のこれまで、そして、これからが問われてくるテーマ（使命?）でもあるということになる!

だが、このテーマ（使命?）の設定自体は、当学会の総意ではないし（今のところ?）、その論議を、改めて私から学会に持ち込もうとするものでもない?! 一応は、そうした働きかけやスタンスは、これまでも取り続けてきたからである?!

ちなみに、ここでは、そのことを念頭に置きながら論を進めていくことにはなるが、当学会のことについては、私の記憶、私の私的評価（感想?）にほとんど依拠しているので、とんだ勘違い（無理解?）、とんだ思い過ごし（失礼?）も、多々あるかもしれない?! 故に、これは、「限りなく私論」ということにもなるわけである?!

(2) 現時点における? 「生涯教育（学習）研究（学?）」の姿・形?!

ということで、最初に、このテーマ（使命?）に関わって、これまでの「生涯教育（学習）の研究」の動向、事実上は「日本生涯教育学会」の推移を概観

してみると、まず、(1965→) 1970年代の、ユネスコの理念提唱及び、その世界的波及を受けて(我が国では、1971年の、いわゆる「(二つの) 46 答申」がそれに呼応している!)、1980年5月に、同学会は発足している。

『教育』か?それとも『学習』か?という、言わば「宿命的二律背反?」を内包しながら、当時の「社会教育関係者/研究者」が中心となって、「学校教育関係者/研究者」、そして、その他の「隣接領域関係者/研究者」を巻き込んで?、まさに「(教育システムの「タテ・ヨコ」の) 統合 integration」という共通目標の下に、新しい「教育(システム)」のあり方を求めて鋭意スタートしたわけである?!

当時は、まさに「生涯教育(学習)」ブームの真っ只中で、教育政策的にも最高の位置づけで論議されていたわけでもあるが(1981年の、いわゆる「中教審 56 答申」がそれである!)、その後、その流れは、かの「臨教審」(1984~1987年)にまでつながっていった(高まっていった?)のである(その時のキーワードが、かの「生涯学習体系への移行」であった!)!

そして、その流れを受けて(→4つの「答申」、文部省(当時)では「社会教育局」が改組・改称され、新たな筆頭局としての「生涯学習局(後に「生涯学習政策局」、そして、近年の「総合教育政策局」へ!)」へと移行し、世はまさに、「生涯教育(学習)の時代」を迎えていたのである?!

ただし、その「臨教審答申(1~4次)」においては、何故か?「学習」の方が採用され(政治的、否、省庁間の思惑、駆け引きがそこにはあった?)、しかも、それまで、その施策の中心的存在であった(はずの?)「社会教育(行政)」が、徐々に遠景に退けられていくような形(用語的にも!)になっていった?!

すなわち、そこでは、「生涯学習(の振興)」と「社会教育(の推進)」が並置的に示され、「これまでの社会教育(行政)だけではない(新たな課題の引き受け?)!」ということを手張してきたわけではあるが、一方で、「生涯学習(の振興)」は、「社会教育(の推進)」とは別立てのものだということを手、自他共に主張してきたことにもなったわけである?!

今思えば、ここに、現在の「社会教育(行政)の沈滞 or 苦悩」の起点?があったようにも思われるが(あたかも一つの体に二つの顔を作って、自助努力、孤軍奮闘?してきたにも拘わらず!)、とは言え、かの「生涯学習のまちづくり事業(1989~1999年?)」等の施策によって、社会教育(行政)の活躍?が、まがりなりにも続いていったことは(多少の変移はあったものの?)、紛れもない事実であろう?!

こうした中、同学会は、このような国策の動向と、ある意味「二人三脚で?」(「オピニオンシップ」を取りながらと言ってもよい?!)、理論、そして実践研究、さらには、各地の実践支援等を行ってきたわけである(多少?「特定の人達のスタンドプレイ」も見られたが?)?!出版物等の大量発信を含めて、未曾有の活

気を呈していたと言えるのである?!

しかしながら、私からすれば（他にも、そういう人がいたかもしれないが?）、「生涯教育学会」と名乗ってはいるものの、やはり、その多くの人々のバックグラウンドでもあった「社会教育（行政）」の学会という内実が色濃くあり（現在もそうである?）、もう一つの某学会と、どのように違うのかという、ある種の素朴な?疑問（自問自答?）があったことは否めない?!

余談?ではあるが、基本的に?、その某学会が「アンチ行政」、同学会が「シン sym（親）行政」というような性格づけ（ニュアンス?）があったようにも思われる?!

「学問（学術研究）」といっても、「教育」を対象とする）社会科学の分野ではあるので、どうしても、そのようになっていったのかもしれない?!否、やるべきこと、あるいは優先順位の違い、そして、何より、「政策側（論）」と「運動側（論）」という「哀しき対立?」（平たく言えば?「今必要なこと」に対する意識の違い、そこから生じる利害、人間関係の衝突?）が、隠然としてではあるが?、そこにはあったということである（極端に言えば、「真理」よりは、「主義・主張」「正義（感?）」?!したがって、ある種の「ヘゲモニー争い?」ともなってしまう?特に、そのリーダー的立場の人には??）?!

もちろん、そのことは、ある意味どうしようもなかったのであるが（最終的には、個々人が、自らの信条・スタンス、強いて言えば「利害?」を自ら決する他ない?!）、冷静に言えば、「生涯教育（学習）の研究」と「社会教育の研究」を、どのように整合的に行っていくかが、少なくとも同学会には求められていたということではある?!

ただ、もう一方で気掛かりだったのは、その時のスタンス?が、あくまでも「社会教育（行政）」自体の存在意義と、その可能性を追求したいという人と、それを前提としながらも?、その他の分野・領域の存在意義と、その可能性を追求したいという人が、半ば渾然一体?となって、同学会を構成していたということである?!

つまり、その中には、いわゆる「教育」という枠組みを離れ（縛り?をなくし→嫌い?）、関係する様々な「学習」の意義と、その可能性を追求したいという人もいて、「生涯教育」や「社会教育」という名称や括り方を忌避して（「社会教育（行政）」とは一線を画して?）きたということであり、それを、改めて「生涯学習」という言い方（捉え方）にしてきたということである（事実?、「生涯学習学会」という名称変更の話もあったのである?）?!

その意味では、それらが、言わば「同床異夢的」に存在してきたということでもある?!

**(3) 試案?!何を、どのように俎上に上げればよいのか?!まずは、その整理が必要である?!**

ところで、以上述べてきたことは、多分？今でも妥当するようにも思えるが、私の試案?!としては、標記のように、「何を、どのように俎上に上げればよいのか?!まずは、その整理が必要である?!」ということである?!

とは言え、その大前提は、件の「生涯教育（学習）研究（学?）」の「学問的フレームワークの確立（提示）」と、その「研究対象（テーマ）／アプローチの共有性・共感性」を、いかに現出させるかである?!

例えば、繰り返し主張してきているように、「生涯教育」と「生涯学習」の定義（概念）、そして、その双方の「正しい関係」の提示（再確認!）、そして、そこにおける「社会教育」の位置づけ等（もちろん「学校教育」や「家庭教育」も含めて!）である!

要は、「生涯教育」と「生涯学習」の、単なる並列的あるいは交換的使用ではいけないのであり、「生涯学習（教育）・社会教育」というような括り方（使用）では、二重の混乱・誤解を招くということである?!

つまり、既に現実には、理念（定義や概念）を越えて様々に使用されているということであり（混乱している!）、法制度上においても、大きな齟齬や矛盾が露呈?しているということである?!

その理由（原因）は、各種政策立案者や担当部署の違い、そして、そこにおける連絡・調整不足等があるが、それらを整合化（解決?）させようにも、その方途はなかなか見いだせないのが実情である?!

何故なら、一応それらは、それなりの根拠（言い分?）や必要性に基づいて実現されてはいるものであるからである?!ある意味では、これらは（も?）、仕方がないと思われる部分もあるのである（しかも、「商業主義」の世界も絡まっている?→「生涯学習のユークキャン?」等!それ自体が、間違っているというわけにはいかないのである!）?!

ただ、「学会」であつたら（そうであればこそ!）、それは可能であるし、是非とも、それは実現させなければならない!そこに、改めて、これから求められる学問的課題（使命）が、具体的、かつ実践的に提示されなければならない!まさに、そういうことになるわけである?!

すなわち、「何が、何故、どのように齟齬や矛盾をきたしているのか?」、そこを「学問的（理論的）」に整理し、その解決方策について提言することである?!それが、まさしく「社会科学の責務（権威性）?」なのではないか?!そういうことでもある!

そうすれば、その後、それを受けた「法制度上の整合化」（「教育基本法」上の位置づけ等）が論議の俎上に上り、必要な施策（改正等）の出現も期待できるのではないか?!

そして、とにかく、そこにおいて最も必要なことが、「生涯教育（学習）の理念」が求める「（教育システムの）タテ・ヨコの統合」の可能性・方向性の提

示であり、それを実現させる「『学校教育』と『社会教育』の合力の必要性」の主張だということである！

末尾になるが、現在、教育（今のところは「学校教育」？）の世界には、「社会に開かれた教育課程」、そして、それに基づく「カリキュラム・マネジメント」、さらには、それらを有効に実現させていく「地域学校協働活動」（「コミュニティスクール（CS）や「地域学校協働本部事業」等）の動きが活発になっていっている?!

時代状況がそういうことを求めているとも言えるが、本来は、「教育」とは、まさにそういうものなのでもある（原点?に戻ろうとしているとも言える?）?!だから、チャンスなのでもある?!ただし、ブーム?としては最後の?!

## 59「教育協働」を実現するための「三つの提言」！急がれる法制度上の「整合化」！

### (1) まずは早急に、教育の根本法である「教育基本法」で、その意義・必要性（根拠）を明示せよ！

ここで、これまで述べてきた「教育協働」の意義・必要性、そして、その具体的な姿・形を現出させるための必須作業？を、いわば「三つの提言」という形で、改めて主張しておくこととしたい！

と言うのも、これまでの、かなり断続的であった論及を、一度総合的にまとめておきたいということでもあるが、この度の年度替わりの組織改編や人事異動に関わって、現在、その緊急性？がにわかには感じられるからである（担当職員の苦悩や不満、あるいは不安が頻出している！）？！

まさに、「今、急がれる法制度上の『整合化』！」ということである！

そこで、まずは、たとえ「理想（美辞麗句？）」、あるいは「（それだから？）ほとんどの人が知らない、頓着していない？」、教育についての根本法（憲法？）である「教育基本法」についてであるが、たとえそうではあっても、そこに、この「教育協働」の意義・必要性（根拠）が明示されなければいけないということである！

何故なら、この法律が、とにかく「教育の根本（土台・大本）」を指し示す最高の法律であるからであり、教育に関わるあらゆる事象の基本的なあり方を規定しているものであるからである！

それ故に、当然、この「教育協働」についても、この法律上での何らかの位置づけが必要だということであるが、これについては、これまで何度も主張してきているように、そこでの「第3条（生涯学習の理念）」が、その鍵を担っているということ言うまでもない！

その根拠としては、その規定が、第3条という順序からも明らかなように、学校教育や社会教育を包含した、まさにあらゆる「教育」に関わる理念という形で措定されているからである（ただし、実際には、あまり正確には受け止められていない？特に、学校教育関係者には？）！

ちなみに、同法第13条で、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」という、この「教育協働」に、ある意味直接的につながる？規定もあるにはあるが、こちらは、いわゆる、これまでの「学社連携・融合」→「地域学校協働活動」の流れ・位置づけを、基本的には「地域→社会教育側」からの働きかけの意義として明記したものであり、ここが重要であるが、「学校教育」と「社会教育」の本質的な関係規定を企図したものではない？！

そのため、はっきり言って、「学校教育関係者には、説得力が弱い（ない？）」？！ということである！

ということで、改めて、その第3条は、「国民一人一人が、自己の人格を磨

き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない。」とするものであるが、まさしく、そこでの「生涯にわたって、…ことができる社会の実現（を図る）」ということが、改めて注目されるということである！

つまり、その実現のためには、（子ども達の）学校での教育はもちろんであるが、その他の、社会において様々に行われている教育、そして学習支援活動が、人生の早い一時期だけではなく、それこそ国民一人ひとりの生涯に亘って保障され、そこでの学習の成果が適切に評価されなければいけないということである！

であれば、当然、それらを担う「学校教育」と「社会教育」の双方が、より緊密に結ばれ（「タテ・ヨコの統合」）、それによる成果が発揮されなければいけないということになる！

とは言え、残念ながら、この規定には、その具体的な方途や形までは示されていない！今となっては、実に悔やまれるが、そのこの部分の明示が必要なのである！

何故なら、実際は、そのような動きに、必ずしも向かっていないということであり、ここが最も危惧される場所であるが、これまで、この「生涯学習の理念」に真摯に対処してきた（はずの？）「社会教育（行政）」の位置づけが曖昧となってきているだけでなく、名称の消滅、あるいは不整合な残存が顕著となり、その存在自体が極めて危うい？状況にあるということである！

そこで、繰り返し提案しているのが、その存在意義と対処の方法を確固として示すべく、その3条の「読み込み」（出来れば「改正」？）を、次のようにすれば、その本質的な解決が期待できるということである（※赤字の部分、「本文」の前後に挿入するということである！なお、その表現は、以前示していたものと若干異なる。）！

本法第1条及び第2条の「教育の目的」「教育の目標」が実現される過程において、（一本文一）その社会の実現は、「家庭教育」を基盤としながらも、各段階の「学校教育」と、その他、多種多様な「社会教育」との「連携協力→協働」（合力）によって成し遂げられなければならない。

要は、このようにすれば、まずは「教育（もちろん「家庭教育」も含む!）」が、「学校教育」と「社会教育」の双方によって推進されるべきことが、最も大きな法制度上の枠組みの中で示されることとなり（それが、「学校教育法」と「社会教育法」の2本立てにつながっていく!）、個別の法規定や組織の部署名等の、「生涯教育（学習）」とか、「社会教育」とかというような表記（名称）の有無？等だけで、関係者が一喜一憂（右往左往？）することはなくなるということである。

そして、「教育」に関わるあらゆることが、「学校教育」と「社会教育」の双方に関わり、それらが、相互の緊密な連携・協力によって、よりよい成果を生み出すということの、言わば「法的宣言」となるということである！実は、これが、「生涯学習の理念」の本質的な意義となるということでもある！

翻って、近年の「社会に開かれた教育課程」「アクティブラーニング（主体的・対話的で深い学び）」「カリキュラム・マネジメント」、そして「地域学校協働活動」というようなことは、そのための学校教育側の変化として如実に示されてきているとも言える？！

その意味で、ここの部分の正当な意義・可能性？を見誤ると、折角の「第3条」の意義も、相変わらず？宙に浮いた状態となる（単なる「美辞麗句」であり続ける？）ということである？！

## (2)次に、「文部科学省設置法」での「不整合」を是正せよ！

次も、同じ法律上の問題であるが、上述の「教育基本法」と関わって、教育のよりよい実現を目指す「教育行政」のあり方やその具体的な任務等を示す、国の「行政組織法」の具体の一つである「文部科学省設置法」についてである！

すなわち、同法の規定（第3条「任務」）にある、（文科省の任務の）「教育の振興」と「生涯学習の推進」という並置の規定が、理念上も、実際上も、そもそもの不整合（矛盾？）を顕在化させているということである！

要は、「教育行政」の対象（任務）には、「教育」と「生涯学習」というものがある（別々にある？）、そして、それを、並行して（別々に）行うということ、を、自他共に明言しているということである？！

しかるに、ここでの「不整合（矛盾？）」は、それまでの同省の組織編成、そこにおける職務分掌の為せる業であるが、極論すれば、理論（学問？）的に示される用語（術語）の定義や概念、あるいはそれらの関係性の正しい？把握の下に、そうした組織編成、そこにおける職務分掌が実現されているわけではないということである？！

具体的には、これまでの「社会教育」の位置づけ、その用語の使用状況の変遷の為せる業であるということであるが（社会教育→生涯学習・社会教育→生涯学習）、最終的に、それまで長らく使用されてきた「社会教育（の推進）」が、「生涯学習（の推進）」という枠組み（用語）で、そこに示されているということである？！

いずれにしても、折角「教育基本法」で、「教育」というものが、「生涯学習（教育）の理念」の下で進められていくべきだとされている（実際は、途中で「された」！）にも拘らず、そのための同省の所掌事務（任務）が、「教育の振興」と「生涯学習（←社会教育）の推進」というように、あくまでも別々な課題（領域）であるというように規定され続けているということである！

端的に、「社会教育」を「生涯学習」（という用語）に代替させてしまってい

るということであるが、形として、重大な齟齬（矛盾？）を内包させてしまっているということである！

そういう意味では、近年の、「総合教育政策（局）」という名称の導入や、そのための組織改編の動きは、現実的には大いに評価されるべきものとは言えるが、まだまだ、その齟齬（矛盾？）の全面解消には至っていない?!

しかも、部分的（不自然？）な名称残存（例えば、一部の領域が「生涯学習推進（課）」として残る？）もあり、そうしたことが、正しく？これまでの関係者達の思いや努力（苦悩）に結びついている（報われている？）ものではない?!

**(3)最後に、それらに呼応している？「地方自治体」（「首長部局」と「教育委員会」）での「不整合」を是正せよ！**

最後が、やはり、それらに呼応している？「地方自治体」での「不整合（矛盾?）」の是正である！近年では、むしろ、この地方自治体での「不整合（矛盾?）」の問題が大きく、そこに生じている混乱（苦悩?）も大きいように思われる（予想を遥かに超えている?）！

その最大のものが、「首長部局」と「教育委員会」との関係性の問題であるが、今後その関係性（具体的な形）を、いかに「整合的」に実現させるか？ということである！

例えば、そこでは、「社会教育行政（の機能）」が「首長部局」に完全に移行し、そこで、「生涯学習」と「社会教育」の双方を所掌するという、従来の構図が踏襲されているが（なかには、「地域学校協働活動」についても、「社会教育に関すること」という範疇で取り組まれているところもある!）、これらが、これまで述べてきたことと、どのように整合化させられるのか？

今のところは、そのメリット?が前面に出されているようにも思われるが（予算等）、単に、これまでの「社会教育行政」が「首長部局」に移管されただけということであれば、果たしてそれでよいのか?!ちなみに、こうした事態（混乱?）は、市区町村レベルで顕著であるようにも思える?!

これに関わっては、近年の文科省の方針として、いわゆる「総合教育政策」の下、多様な組織・機関との連携・協力が謳われているところであるが、こと、この「教育行政」と「一般行政」の関係性は、この社会の貴重な経験物（財産?）であり、その本質的な部分（政治的中立性・組織的独立性）は、たとえ試行錯誤的であっても、維持し続けていく必要がある！

それ故に、その双方の課題（任務）を、「総合教育政策」という名の下に、先に述べた「学校教育」と「社会教育」の「合力」によって担っていくということであれば、まさに良いことであるし、「教育基本法」の読み込み（改正?）にも拍車がかかるであろうが、それが、「教育行政」と「一般行政」にまたがって、非整合的に実現されているものであれば、やはり?問題だと言わざるを得ないのである！

ただし、ここが肝心であるが、大卒のところ、それが堅持されていれば、まずは、それはそれで良いということである！何故なら、そこから何が生まれているのかが重要であるからである！もちろん、その何かとは、「(よりよい！)成果」であることは言うまでもない！

とにかく、少なくとも、ここで指摘してきたような「整合化」の動きが伴えば、関係者は、一応は安心して自らの職務のあり方を見通すことができるのであり、今は、そこが必要なのである！

人、もの、カネ、すべてに限りがあり、そして、様々な、かつてない問題・課題が輻輳化していく状況の中で、「ひとづくりとまちづくりの望ましい循環」がこれまで以上に求められることは必至であり、そこにおける社会教育(行政)の正当な位置づけ、その業務の方向性が見据えられていれば、それに勝るものはない！

少しでも社会教育の意義・必要性に関わったものは、まさにそういう思いをもつのである！

## 60 地方自治体、とりわけその「〇〇長」への提言！

(1)「教育（の振興）」と「生涯学習（の推進）」を、どのような理解で行っていかばよいのか？！

前号（59）において、『教育協働』を実現するための『三つの提言』！急がれる法制度上の『整合化』！』ということで、「教育基本法」の新たな？読み込み（改正？）の必要性、「文部科学省設置法」における「法制度上の不整合（の残存？）」の状況について述べ、それらの「是正」の論点と方向性について述べてみた！

ただし、結果的には紙幅の都合もあり、その十分な論理展開ができなかった！特に、現在、最も混乱（逼迫？）している「地方自治体」の状況、そこでの「教育行政（教育委員会）」と「一般行政（首長部局）」の関係性を、いかに整合的に確立していけばよいのかの、具体的な提案ができなかった！

したがって、ここでは、その具体案（提案）を、「地方自治体の長（首長）」と「教育長」、そして「各種教育機関・施設の長」の三つに分けて、これまたかなりの試論（私論）とはなるが、提示してみることにしたい！

なお、国レベルでの論議の必要性については、前号でそれなりに言及しているので、こちらは、今、より緊急性の高い？地方自治体のレベルで、しかも、そこで「〇〇長」と呼ばれる、それぞれの執行・運営の責任者である「首長」「教育長」、そして、「学校長」等の、「各種教育機関・施設の長」に対して、誠に非礼ながら？可能な限りの提案をしてみる次第である！

ただし、その前に、現在新しい形となっている、地方自治体の長と教育委員会の関係を、件の「総合教育会議」というところから確認しておきたい。

まず、この「総合教育会議」は、周知のように、地方公共団体の「首長」と「教育委員会」が、教育政策について協議・調整する会議体とされ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（「地教行法」）に基づいて、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合）に設置されるものである。その直接的な設置のきっかけは、2011年に発生した「大津市中2いじめ自殺事件」であった。

その後、2014年の法改正で、教育委員会制度改革が行われ、2015年4月より「教育委員長の廃止と教育長の権限強化」、「教育に関する大綱の策定」を目的として新設されたものである。

詳しい説明は、これ以上はできないが、この「総合教育会議」は、地方公共団体の首長（一部事務組合においては管理者または理事会）および教育委員会（の委員）で構成され、首長が招集することになっている。教育に関する権能（職務・権限？）が、それまでの「教育委員会（事務局）」だけから、「首長（部局）」へもという形で動いたことになるわけである！

ちなみに、その具体的な「権限（任務）」であるが、次のようになっている。

1. 教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
2. 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術および文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議
3. 児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議
4. 上記に関する構成員の事務の調整

#### ①「地方自治体の長」へ

そこでまず、「地方自治体の長」へである。もちろん、これについては、都道府県レベルと市区町村レベルでは、その権限の対象や規模等が異なるわけだが、ここでは、上記の「総合教育会議」のあり方、スタンスということで論を進めたい。

要は、協議相手の「教育委員会（事務局）」と、いかに、その関係性の整合化を図りながら、必要な施策を協議できるかである！形が出来たからと言って（実際は、多くの首長が、そのしくみづくりを望んだわけではない？）、その望ましい運営がスムーズにいくということではないということである！

さらに、一方で、自らが、教育（政策）に強い関心・意欲をもち、強力なリーダーシップを発揮しようとしても、そこに、教育委員会との望ましい協議スタンスがなければ、いわゆる教育委員会制度が有する「政治的中立性」や「組織の独立性」を壊す恐れが十二分にあるわけである？！

予算措置や組織上の優位性があることは、事実上認めなければいけないが、そのことを忘れた（無視した？）任務遂行であっては、折角の苦心の？システムも水の泡となる？！ましてや、トップが変われば、あらゆる方針が変わるといような、極めて危険な事態を招くことにもなる（こと「教育」に関しては、「（低次元の？）政争」の具にはいけないということである！）？！

ただし、事務的なことは、もちろん本人がやるわけではなく（実際上もできない？）、そこ（首長部局）に配置されているスタッフが行うわけであろうから、端的に、そのスタッフには、「教育」に関して、それなりの素養（専門性、そしてやる気？）を有している者を配置しなければならない！

何故なら、そうでなければ、結局は、その仕事（任務）に怖気出し、逃げの姿勢？に回ろうとするからである？！下手をすれば、教育委員会との「ボールの投げ合い」に終始し、極論すれば、誰も責任を取ろうとしないという状態を招くということである？！

とは言え、現在は、教育に限らず、すべての政策課題が、まさに日々激変し、しかも複雑多岐化している！そこに、迅速かつ有効な対応が求められるのは必至であり、したがって、そこでは、いわゆる「総合政策化」ということが重要

となる！

「悪しきタテワリ（行政）」が組織全体に蔓延し、なかなか実効ある施策が執れないということでもあるが、それを突破できるのは、やはり行政のトップである首長（の実行力）ということになる！

## ②「教育長」へ

次に、「教育長」へであるが、従来は、教育委員の会議の代表（主宰）ということでの「教育委員長」がいたわけであるが、現在は、事務の迅速化や執行の実質化という点で、教育委員会事務局の執行責任者である「教育長」が、その役割をも担うということ、ある種の「一元化（権限強化）」がなされている?!

形式上？は、首長が指名し、議会の承認を得て就任するわけであるが、とにかく「覚悟」、そして、自らの「ヴィジョン」を持って欲しいということである！その中核が、「教育は、生涯学習（教育）の理念の下、『学校教育』と『社会教育』の両輪（合力）で行われるべきもの」という「（正当な）認識」、そして「信念（哲学）」であって欲しい！

ちなみに、今ここで最低限分かって欲しいことは、上記のように、「教育（の振興）」と「生涯学習（の推進）」は単なる並置的關係ではなく、それが一体となって、まさに「総合政策」として取り組まなければいけないということである！

すなわち、「生涯学習（の推進）」を、首長部局に移管させるかどうかという単純な二者択一の問題ではなく、まさに「総合政策」として、役所全体で、どのようなしくみ・対応で行えばよいかの懸命な模索？が必要だということである！

私の個人的な経験では、まさにそこが「生命線」であるということであるが、教育行政のトップが、もしそのことを理解していなければ、現場、各組織はまったく混乱してしまう?!

なお、これについては、俗論かもしれないが、「教員上がり」「行政上がり」、そして「民間上がり」のメリット（得手？）というようなことが言われる?!基本的には、そのそれぞれに得手・不得手があることはあろうが、多少？綺麗ごとになるが、結局は、その人次第であるということである！

言い換えれば、本人の経験や知識等が、どのように活かされるかであるが、また、そのことは、ここが重要であるが、過去の実績や立場だけでは、到底太刀打ちはできないということである?!状況は、そんなに甘くはないということでもある?!

その一番の特効薬？は、本人の考え方や行動の仕方にあるということであるが、出来れば、「教育協働（地域教育経営）」に関する素養、さらには学位の保持者（例えば「専門職学位」）等）であって欲しい！そして、職員の適正配置は

当然であるが、とりわけ、「部課長・係長」の人選と処遇能力に長けた人であって欲しい！

何故なら、そのことを、周囲（近場？）の職員達は注視しているからであり、「社会教育主事」等の、資格を有する専門的職員の採用とか処遇には、必要以上の関心と対応が求められるからである！

一言でいえば、まさに「職場の士気」に関わるということである！このことは、とりわけ市区町村レベルの「教育長」に妥当する?!

### ③「各種教育機関・施設の長」へ

最後が、「各種教育機関・施設の長」へということであるが、とりわけ「学校長」には、その「見識」と「覚悟」、そして「ヴィジョン」を期待したい！何故なら、彼らがよく言う「子ども達のため」は、裏を返せば、地域、そして、そこに住む大人達（保護者だけでなく！）のためでもあるからである（表裏一体ということ！）！

ここが重要であるが、学校のもつ「ポテンシャル（潜在力）」は計り知れないものがあるのである！今は、その部分がなかなか見えにくくなってはいるが（←都市化社会の弊害?）、その実証は、多くのところでなされている?!

ちなみに、現在、多くの学校で、「地域学校協働活動」の位置づけの下、新たな取り組みが導入されてきているが、実は、これが、チャンスなのでもある！

具体的には、これまでの「学校評議員」の発展的解消と「CS&地域学校協働本部事業」の効果的運営が、その鍵を握るということであるが、最初の負担（ドタバタ?）は、ある意味仕方がないが（生みの苦しみ?）、それがクリアされれば、きっと素敵なの光景が見えて来る?!

(2)「教育協働」の拠点（「地域総合学習センター（仮称）」）づくりと、そのための「ネットワーク」（「教育協働ネットワーク」）づくり、その双方が必要である！

個別には、他にもっともっと提案（要望）したいことはあるが、ここでは、以上の人達（〇〇長）が、それぞれの立場・権限、そして、その責任と自覚（やる気?）で、これから求められる「ひとづくりとまちづくりの望ましい循環」づくりの視点と方向性の中で、「教育協働」の拠点（「地域総合学習センター（仮称）」）づくりと、そのための「ネットワーク」（「教育協働ネットワーク」）づくり、その双方が必要であるという認識と、そのための具体的な動きを、是非取り始めて欲しいということである！

もちろん、ある人達は、既にそのような意識と行動で動いているであろうし、他のほとんどの人も、何らかの形で、そのように動き始めているとは言えるであろう?!

ただ、冷静に見ると、そのほとんどは途上にあり、状況認識としても、これ

までの実績やルール・慣行の中でのそれであるように思われる?!新しい認識、新たな取り組みは容易には出来ないということであるが（様々な障壁や軋轢もあり?）、しかし、その目指すべき全体ビジョンと枠組みさえ共有できれば、たとえ、例の「人事異動」（の負の部分?）があろうとも実現可能である?!

しかも、それに、近年の学校教育（行政）と社会教育（行政）の融合体（「CS」や「地域学校協働本部事業」→地域学校協働活動）が、確固としてそこに確立されていけば、案外?うまくいくのではないだろうか?!というより、時代は、まさにそれを求めてもいるわけである!

苦労や忙しさは、ある意味仕事（任務）にはつきものであり（件の「働き方改革」は、ただ単に仕事の量を減らすことだけを意図したものではない?）、必要なのは、その仕事（任務→ミッション?）への「納得」であり、その「やりがい?」なのではないだろうか?!